

大橋川沿川の景観形成に関する整備方針（案）

基礎資料編

景観専門委員会

目 次

1. 河川景観整備の法令・関連計画等	1
2. 主な意見と景観整備の方向性の整理	7
3. 堤防形状の基本パターン	15
4. 護岸・水際の景観デザイン	29
4.1 景観素材	29
4.2 部位別デザイン方針	32

1. 河川景観整備の法令・関連計画等

大橋川沿川の景観の形成に関連する法律・条例等として、以下のものが挙げられる。大橋川の位置づけや景観形成に関連する記載があるものと、大橋川に関連する具体的な記載はないが、今後の景観形成の過程において適宜参考とすべきものがある。

表1 大橋川沿川の景観形成に関連する法律・条例等

【法律・条例】

No.	名称	概要	大橋川に関連する記載 (注)
	景観緑三法 (平成16年6月制定) (景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律)	我が国で初めての景観についての総合的な法律である『景観法』が新たに制定されるとともに、その施行に伴い、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備や都市緑地保全法等の一部が改正された。	
	ふるさと島根の景観づくり条例 (平成3年12月制定)	景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成のための施策を推進する上で必要な事項を定めた条例。	
	松江市景観条例 (平成19年3月改正)	松江における景観の形成の基本理念、その他良好な景観の形成に関する基本的な事項及び、景観法の施行に関し必要な事項を定めた条例。	

表2 大橋川沿川の景観形成に関連する法律・条例等

【関連計画等】

No.	名称	概要	大橋川に関連する記載 (注)
	島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン (平成5年度 島根県)	ふるさと島根の景観づくり条例の規定に基づき策定された「公共事業等景観形成指針」について、わかりやすく解説したもの	有
	しまね景観色彩ガイドライン (平成12年度 島根県)	ふるさと島根の景観づくり条例に基づき、景観を守り育むための色彩指針となるガイドライン。	
	松江市景観計画 (平成19年3月 松江市)	景観法に基づく景観形成の方針や基準などを示し、松江市全域を「景観計画区域」、重点的に景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」として、規制・誘導を図るもの。	有
	松江市総合計画 (平成19年9月 松江市)	「松江市」のめざすべき将来の姿を明らかにし、より充足感の高い市民生活の実現に向けて、具体的な目標を定め、「松江市」のまちづくりに取り組んでいくための指針。	有
	松江市都市計画マスタープラン (平成20年3月 松江市)	「水と緑とやさしさ 活力あふれる都(まち)・松江」をテーマに、長期的な都市政策の視点に立ち、松江市の都市計画に関する基本的な方針を示したもの。	有
	松江市緑の基本計画 (平成19年3月 松江市)	旧松江市や旧玉湯町の緑の基本計画、旧宍道町の緑のマスタープランを一本化し、緑化施策を展開・拡大するための基本方針、緑化の目標、実現のための具体的施策を策定。	有
	松江市中心市街地活性化基本計画 (平成20年7月 松江市)	まちづくりのテーマを実現するため、「観光・交流」「近隣集客拠点」「まちなか居住」という3つの基本方針を設定し、中心市街地の活性化を図るために定めた基本計画。	有

(注) 大橋川に関連する記載の有無
 有：大橋川の位置づけや景観形成に関連する記載があり、参考とするもの
 ：大橋川に関連する具体的な記載はないが、今後の景観形成の過程において適宜参考とすべきもの

(1) 各法律・条例等からみた景観形成に関する事項の抽出

各法律・条例・関連計画内の記載事項から景観形成の基本的な考え方に係わると考えられる事項を整理した。

表3 各法律・条例・関連計画から整理された景観形成の基本的な考え方に通ずる事項

景観形成の基本的な考え方に係わると考えられるキーセンテンス	
大橋川 の 景観 づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・(松江地域の)景観要素() ・地域景観を特徴付ける要素としての「大橋川中州に広がる穏やかな田園」()
水辺 景観の 形成に 関する 方向性 や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルに設置された看板や屋上設備等が、景観阻害要因となりやすいため、河川に沿った建物景観の連続性を確保する必要がある。() ・周囲と一体となった良好な景観形成に努める必要がある() ・水都にふさわしい観光に資する河川景観を形成する() ・まちなみと調和した良好な河川景観を形成する() ・水質の改善によって美しい河川景観を形成する() ・大橋川は、日々多くの人の目に触れ、そして潤いと安らぎを与えている() ・水辺における散策・憩いの場づくり() ・水辺に親しむことができるような河川・水路の整備() ・街路樹等の植樹や河川堤防の緑化を推進() ・宍道湖・中海を連結する大橋川および中州の自然環境は、水鳥やその他の生物の生息域として貴重であるため、保全を図る。() ・宍道湖、中海、大橋川、朝酌川・玉湯川・佐々布川等の比較的大きな河川では、親水性と自然環境に配慮した河川緑化を推進する。() ・自然豊かな地域の河川改修にあたっては、自然護岸などの多自然型の川づくりを進める。()
市(県) 全体の 景観 形成の 方向性 等	<ul style="list-style-type: none"> ・「先人から受け継いだ景観を今の時代に生かし、暮らしや地域の発展との調和を図りながら次世代に引き継いでいく責務」「優れた自然や伝統文化を生かし、魅力ある景観を守り、育てることによって、生活と文化の豊かさを実感できる県土を構築」() ・「自然と人々の営みが調和した景観づくり」「歴史と伝統文化を生かした個性豊かな景観づくり」() ・宍道湖・中海、緑豊かな山並み・田園など、恵まれた自然環境を保全する() ・自然に親しむ環境の整備に努め、環境復元への意識の向上を図る。() ・連続性のある緑の空間をつなぎ、水と緑のネットワークとして整備。() ・宍道湖、大橋川などの水辺の整備や緑化を推進し、松江らしさの演出やその活用を図る。() ・松江らしさを感じさせる緑豊かな空間の形成。() ・宍道湖および大橋川の景観と一体となった緑豊かな空間を形成。()

(注) 文言の後ろの 数字は、1 頁 表 1, 表 2 の関連計画 N0.に対応する。

表4(参考表) 各法律・条例・関連計画から整理されたまちづくりと一体となった景観形成に通ずる事項

まちづくりと一体となった景観形成に通ずる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆとりと潤いのある緑豊かな環境づくり」「秩序ある調和のとれた町並みづくり」() ・『自然・歴史・文化が呼応する松江の風景 住む人が誇りと愛着を感じ訪ねるひとの心に残る松江の景観づくり』() ・水辺、山並みなど景観の骨格となる資源の保全() ・全国に誇れるかけがえのない歴史的景観資源の保存() ・地域に対する誇りと愛着を育むまちなみ景観の保全、形成() ・都市の発展や活性化に資する快適で安全な魅力ある景観の形成() ・大橋川改修事業の促進と関連するまちづくりや、その他の河川改修事業に取り組む() ・大橋川を経て中海に至る水の骨格及び北山山系から南部丘陵地に至る緑の骨格は、水郷松江の水と緑に必要な機能を確保しつつ、景観形成とあわせて、適正に保全する。() ・まちづくりと一体となった大橋川改修を推進() ・まち歩き観光を中心にした魅力ある観光地づくりを行う。() ・水と緑に描かれた、歴史と暮らしの生きるまち() ・水の骨格である宍道湖・大橋川・中海の保全() ・大橋川の自然を観察するための生態園を整備する。() ・水害に強い安全で安心なまちづくり() ・美しい景観や伝統的な歴史・文化を備えたまちづくりを共に実現することを目指す()
------------------------	---

(2) 各法律・条例等の概要

以降に、各法律・条例等の概要を示す。

1) 法律・条例

景観緑三法（景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律）（平成 16 年 6 月公布）

< 概要 >

「景観緑三法」は、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律から構成される。景観法は、我が国で初めての景観についての総合的な法律で、景観形成の基本理念や景観形成のための制度を位置づけたものである。また、その施行に伴い、一体的な効果が図れるようにするため、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備や都市緑地保全法等の一部が改正された。

これにより、法的規制力にもとづく景観条例の制定や景観計画の策定が可能となった。また、市街化調整区域の農振農用地区域や都市計画区域外の田園地帯に対しても景観法制の適用が可能となったほか、都市緑地法の制定によって、都市の緑に関する総合的な法制度ができた。さらに、本法律は景観形成のための市民活動等に対して評価、奨励・支援する立場をとっているのも大きな特徴である。

< 大橋川周辺に関する事項 >

大橋川に限定するような事項はないが、景観形成に関する基本法であり、事業の際も遵守する必要がある。また、景観重要構造物に対する税制優遇措置などもあり、有効に活用できる可能性がある。

ふるさと島根の景観づくり条例（平成 3 年 12 月制定）

< 概要 >

この条例は、景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成のための施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性が生かされた魅力ある景観の保全と創造を図り、もって県民にとって誇りと愛着の持てる県土の実現に資することを目的とする。

本条例では、県知事は景観形成地域を指定し（指定の際は島根県景観審議会、関係各市町村長の意見聴取が必要）、指定された地域内での形状の変更行為等に対し、指導、勧告等を行うことができると定めている。なお、現時点で指定されている景観形成地域は「宍道湖景観形成地域」1 地域となっている。

< 大橋川周辺に関する事項 >

大橋川に限定するような事項はないが、この条例をもとに作成されている「島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン」を活用していくことが考えられる。

松江市景観条例（平成 19 年 3 月改正）

< 概要 >

この条例は、松江における景観の形成の基本理念その他良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、個性豊かで美しく風格のある松江固有の景観を守り、開発と景観の保全との調和のとれた快適で安全な魅力あるまちを育て、後世へ継承することを目的とする。

< 大橋川周辺に関する事項 >

大橋川に限定するような事項はないが、松江市の景観形成を考えるうえで参考とすべきものである。

2) 関連計画

島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン（平成 5 年度 島根県）

< 概要 >

「ふるさと島根の景観づくり条例」の規定に基づき策定された「公共事業等景観形成指針」の内容について、公共事業等に携わる実務担当者向けに、景観形成に配慮した事業を適切に実施できるようわかりやすく解説したものを。

景観づくりの基本理念

- ・先人から受け継いだ景観を今の時代に生かし、暮らしや地域の発展との調和を図りながら次世代に引き継いでいく責務
- ・優れた自然や伝統文化を生かし、魅力ある景観を守り、育てることによって、生活と文化の豊かさを実感できる県土を構築

意義

- ・心の豊かさを育む快適な生活環境づくり
- ・魅力と活力にあふれた地域づくり
- ・誇りと愛着の持てる県土づくり

基本的方向

- ・自然と人々の営みが調和した景観づくり
- ・歴史と伝統文化を生かした個性豊かな景観づくり
- ・ゆとりと潤いのある緑豊かな環境づくり
- ・秩序ある調和のとれた町並みづくり

< 大橋川周辺に関する事項 >

松江地域における景観形成方針の個別方針として「宍道湖・中海を背景に展開する都市部における、潤いある市街地景観の形成をはかる」や「個々の特徴的な景観資源を保全する」ことが挙げられている。

また、「景観要素」として「大橋川」が、また、「地域景観を特徴付ける要素」として「大橋川中州に広がる穏やかな田園」が挙げられている。

しまね景観色彩ガイドライン（平成 12 年度 島根県）

< 概要 >

「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、景観を守り育むための色彩指針となるガイドライン。このガイドラインは、各地域の景観的特徴を生かし、施設の種類毎にそれぞれの部位に適した色彩を提案し、色彩設計の考え方を示している。

< 大橋川周辺に関する事項 >

大橋川に限定した記載はないものの、今後のデザインにおいて参考とすべきものである。

P.2 表 3 でキーセンテンスとして抽出した事項：赤字
P.2 表 4 「参考表」内で抽出した事項：青字

松江市景観計画(平成19年3月 松江市)

<概要>

景観形成上の影響が大きい大規模な建築物や工作物等の建設行為等(以下、「大規模行為」という。)について、市民共有の財産である重要な景観資源に対する配慮及び周囲の景観との調和を図るために必要な措置を定め、松江市全域において良好な景観を保全、創造、継承することを目的としている。

松江市全域を「景観計画区域」として定め、ゆるやかな規制、誘導を行うとともに、重点的に景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」として定め、よりきめ細やかな基準により規制・誘導を図るものである。

景観形成に関するマスタープランとなる「松江市景観形成基本計画」と、松江市全域及び、きめ細やかな景観形成を図るべき区域(景観計画重点区域)の景観形成の方針や基準等を示した、区域別の計画により構成されている。

基本理念

『自然・歴史・文化が呼応する松江の風景 住む人が誇りと愛着を感じ訪ねるひとの心に残る松江の景観づくり』

5つの基本方針

- ・水辺、山並みなど景観の骨格となる資源の保全
- ・全国に誇れるかけがえのない歴史的景観資源の保存
- ・地域に対する誇りと愛着を育むまちなみ景観の保全、形成
- ・都市の発展や活性化に資する快適で安全な魅力ある景観の形成
- ・市民、事業者、行政の景観に対する意識の醸成

景観計画の役割

- 1.良好な景観形成および景観保全に対する市民の意思を示し、実現すること
- 2.松江市の景観特性を市民、事業者に示すこと
- 3.松江市の景観形成に対する施策を示すこと

<大橋川周辺に関する事項>

河川景観軸

景観特性	・宍道湖と中海をつなぎ市街地を貫流する大橋川は、日々多くの人の目に触れ、そして潤いと安らぎを与えている。
景観形成上の課題	・視界が開けた大橋川沿いは、ビルに設置された看板や屋上設備等が、景観阻害要因となりやすいため、河川に沿った建物景観の連続性を確保する必要がある。 ・河川は人びとの生活に癒しを与える重要な景観資源であるため、その周囲と一体となった良好な景観形成に努める必要がある。
景観形成方針	・水都にふさわしい観光に資する河川景観を形成する。 ・堀川めぐりの遊覧コースや大橋川、玉湯川の周辺においては、地域住民や事業者と連携しながら、河川に面した建物、工作物及び敷地の適切な修景措置を促進し、観光資源としての魅力向上に資する良好な河川景観を形成する。 ・まちなみと調和した良好な河川景観を形成する。 ・河川に面した建物や看板は、良好な景観を阻害しないよう適切な規制・誘導を行い、水辺と周辺のまちなみ景観が調和した良好な河川景観を形成する。 ・水質の改善によって美しい河川景観を形成する。 ・下水道整備等の推進を図るとともに、市民、事業者、行政が一体となって水質の改善に努め、美しい河川景観を形成する。

松江市総合計画(平成19年9月 松江市)

<概要>

平成17年(2005年)3月31日、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町の合併により、新「松江市」が誕生した。

新生「松江市」のめざすべき将来の姿を明らかにし、より充足感の高い市民生活の実現に向けて、具体的な目標を定め、行政はもとより、市民・企業・市民活動団体など、あらゆるまちづくりの主体が、新生「松江市」のまちづくりに取り組んでいくための指針として策定されたものである。

基本理念

『はらかな歴史・水と緑を大切にすまちづくり』

『人・心・ゆとりを大切にすまちづくり』

『人がいきいきと活気あふれるまちづくり』

将来都市像

『水と緑、歴史と教育を大切にし 伸びゆく国際文化観光都市・松江』

基本目標(施策大綱)

- ・豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる
- ・歴史と文化を大切にし、豊かな心を育むまちをつくる
- ・安心して安全に生活できるまちをつくる
- ・癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる
- ・快適で交流が盛んな都市をつくる
- ・活力ある産業と魅力ある観光で豊かな都市をつくる
- ・ともに手をたずさえてすすめるまちづくり

<大橋川周辺に関する事項>

豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる	基本構想	・宍道湖・中海、緑豊かな山並み・田園など、恵まれた自然環境を保全する。
	基本計画	・ラムサール条約登録に基づき、宍道湖・中海の賢明な利用(ワイズユース)に努める。 ・自然に親しむ環境の整備に努め、環境復元への意識の向上を図る。
安心して安全に生活できるまちをつくる	基本構想	・大橋川をはじめとする市内河川の増水による浸水被害を防除するために大橋川改修事業の促進と関連するまちづくりや、その他の河川改修事業に取り組む。
	基本計画	・水害に強い安全で安心なまちづくりと、美しい景観や伝統的な歴史・文化を備えたまちづくりとをともに実現するため、「まちづくりと一体となった大橋川改修計画」「大橋川改修と一体となった背後地整備計画」を策定し、大橋川の改修事業を推進する。
	主要事業	・大橋川改修事業

松江市都市マスタープラン(平成 20 年 3 月 松江市)

<概要>

長期的な都市政策の視点に立ち、松江市全体の土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業などにかかる「全体構想」と、地域別のまちづくり「地域別構想」の基本的な方針を示したもの。

まちづくりの理念

- ・暮らしやすさが実感できる、質の高いまちづくり
- ・人が行き交い、活力あるまちづくり

まちづくりのテーマ

- ・水と緑とやさしさ 活力あふれる都(まち)・松江 将来都市構造
- ・拠点連携型の都市構造

都市整備方針

- ・自然と歴史・文化を大切にすまちづくり(環境形成)
- ・誰もが安心して安全に生活できるまちづくり(安全形成)
- ・計画的な土地利用による秩序あるまちづくり(土地利用)
- ・交流と連携による利便性・機能性の高いまちづくり(施設整備)
- ・都市機能の集積と利用による活力あるまちづくり(拠点形成)

<大橋川周辺に関する事項>

全体構想

自然と歴史・文化を大切にすまちづくり(環境形成)
水と緑のネットワークづくりの方針 ア. 水と緑の保全と活用 宍道湖を起点とし、大橋川を経て中海に至る水の骨格及び北山山系から南部丘陵地に至る緑の骨格は、水郷松江の水と緑に必要な機能を確保しつつ、景観形成とあわせて、適正に保全する。 イ. 水と緑のまちなみづくり 緑化余地が少ない市街地では、街路樹等の植樹や河川堤防の緑化を推進し、連続性のある緑の空間をつなぎ、水と緑のネットワークとして整備を進める。
誰もが安心して安全に生活できるまちづくり(安全形成)
災害に強いまちづくりの方針 【治水及び土砂災害対策の推進】 市街地ゾーンにおいては、まちづくりと一体となった大橋川改修を推進するとともに、内水排除施設の整備を進め、水害に強い広域拠点を形成する。
交流と連携による利便性・機能性の高いまちづくり(施設整備)
河川の整備方針 ・台風や集中豪雨等による浸水被害の増加が懸念されることから、災害に強い河川整備を推進する。 ・大橋川やそれに流入する中小河川改修を早急に推進するとともに、自然環境との調和に配慮した河川整備を推進する。 【水辺に親しむ河川環境の整備】 ・水の都松江を象徴する宍道湖・中海・松江堀川などの水辺空間は、水辺における散策・憩いの場づくりなど、水辺に親しむことができるような河川・水路の整備を行う。
都市機能の集積と利用による活力あるまちづくり(拠点形成)
都市拠点整備の方針 ・既存の観光資源が豊富であることを生かしてまち並み景観を充実させるとともに「まち歩き」観光を推進し、滞在型観光地へのシフトを図る。

地域別構想

地域づくりの基本的方針(中央地域)

【魅力ある観光振興】

- ・中心市街地は、今後もさらに知恵と工夫を取り入れたまちづくりを推進し、まち歩き観光を中心にした魅力ある観光地づくりを行う。

【水・緑に包まれた地域づくり】

- ・恵まれた自然空間・生態環境を永続的に維持し、より高めていく取組みを進めるため、堀川のより一層の浄化を進めるとともに、宍道湖、大橋川などの水辺の整備や緑化を推進し、松江らしさの演出やその活用を図る。

松江市緑の基本計画(平成 19 年 3 月 松江市)

<概要>

従前に都市計画区域を対象として策定されていた旧松江市緑の基本計画、旧玉湯町緑の基本計画、旧宍道町緑のマスタープランを一本化し、新たに松江市緑の基本計画を策定することを目的とする。

また一本化に際し、都市計画区域以外の範囲についても、緑地の保全や緑化推進について大まかな方針を設定し、市域全体の目指す方向性を示す。

松江市の抱える課題を整理し、今後さらに緑化施策を展開・拡大するための基本方針、緑化の目標、実現するための具体的施策を策定。

基本理念

松江市における緑の意義

- ・国際文化観光都市・水都松江の魅力的資源
- ・安全性・快適性確保のためのオープンスペース
- ・生活のひとときを過ごす身近でこころよい空間
- ・環境を整え、生き物を支えるための土台

都市全体の将来像

水と緑に描かれた、歴史と暮らしの生きるまち

基本方針

- ・先人から受け継いだ歴史の生きるまちをつくる。
- ・人と自然が共存できる豊かな暮らしの生きるまちをつくる。
- ・協力し合って緑のまちづくりを進める・伝える。

<大橋川周辺に関する事項>

緑地の配置方針(総合的な緑地の配置計画)

骨格となる緑地

- ・水の骨格である宍道湖・大橋川・中海の保全

市街地の緑地

街路樹や水辺、公共施設等の緑化

- ・市街地の中心部を流れる大橋川・玉湯川など、観光資源としての価値も高い水辺等の公共空間については、松江らしさを感じさせる緑豊かな空間の形成に配慮する。

郊外(市街地調整区域)の緑地

宍道湖・大橋川・中海等の生物の生息地である水辺の保全

- ・宍道湖・中海を連結する大橋川および中州の自然環境は、水鳥やその他の生物の生息域として貴重であるため、保全を図る。また、大橋川の自然を観察するための生態園を整備する。

公共施設等の緑化の推進方針

【河川】

- ・大橋川等の比較的大きな河川では、親水性と自然環境に配慮した河川緑化を推進する。
- ・市街地周辺の自然豊かな地域の河川改修にあたっては、自然護岸などの多自然型の川づくりを進める。

緑化重点地区における緑化推進の方針

松江地区：宍道湖親水ゾーン

【目標】

- ・宍道湖および大橋川の景観と一体となった緑豊かな空間を形成し、水と緑の都を実感できるゾーンとする。

【緑化施策】

- ・既存公園、既存街路樹の維持・保全
- ・公共施設の緑化推進(シンボル樹植栽、沿道緑化等)
 - ・宍道湖夕日スポット・水辺スポット整備

松江市中心市街地活性化基本計画（平成20年7月 松江市）

<概要>

まちづくりのテーマを実現すべく、課題の整理の中で中心市街地活性化に必要とされている、「観光・交流」、「近隣集客拠点」、「まちなか居住」という3つの基本方針を設定し中心市街地の活性化を行っていく。

まちづくりのテーマ

住んでよし、訪れてよしの「松江らしい」まちづくり ~住み続ける暮らしの中に流動性を生み出す~

基本方針

- ・観光・交流
- ・近隣集客拠点
- ・まちなか居住

<大橋川周辺に関する事項>

中心市街地の概要

- ・中心市街地は、地盤が低いため幾度と無く水害に見舞われ大きな被害を受けている。現在、その水害から市街地を守るため、中心市街地の中央を流れる大橋川で、水害に強い安全で安心なまちづくりと、美しい景観や伝統的な歴史・文化を備えたまちづくりを共に実現することを目指した改修事業が計画中である。

中心市街地の既存ストック状況の分析

- ・中心市街地は、城下町としての街並みの景観、水の都としての水辺の景観など多くの資源が残っている。松江城を中心とする地域については、城下町の面影や歴史的風情を残す街並みや堀川、堀川沿いにある樹木などの水辺景観が残っている。

中心市街地を活性化する上での課題

【地理的特性】

- ・本市の中心市街地は、宍道湖に接するとともに、宍道湖と中海を結ぶ大橋川の南北に展開し、かつて水上交通により発展した水辺に展開する「水の都」としての性格を備えている。しかし、中心市街地における南北への移動は大橋川に架かる4つの橋を通行せざるを得ず、交通渋滞を招く要因となっており、大橋川の南北連携が必要となるまちづくりを行う際には、考慮する必要がある。

P.2 表3でキーセンテンスとして抽出した事項：赤字

P.2 表4「参考表」内で抽出した事項：青字

2. 主な意見と景観整備の方向性の整理

<上流部：北岸> 松江大橋～新大橋

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<p>ラフカディオ・ハーンが愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。</p>
--------------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> ・現状に近い石積み（地域産材の活用も考慮）を基本とする。 ・北岸は石積み護岸を重視する。 ・石張り（地域産材）+土羽・植生（H.W.L以上）を基本とする。 ・現状の景観を大きく変え景観的に問題があるため、基本的に見えない又は隠す工夫を行う。 <ul style="list-style-type: none"> * パラペットの可動化（浮力堤） * パラペットの可視化（畳堤等） * パラペット前面への盛土及びつる性植物による被覆 ・パラペットを可動式にできないか。 	<p>護岸については、<u>現状の石積みの風景を復元</u>することを考えていく。 護岸については、<u>石や緑の組み合わせによる新たな景観の創出</u>についても考えていく。</p> <p>パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的等から、ここでは<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。 (可動化及び可視化については、今後検討していく)</p>	<p>堤防基本形状は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の継承 (現状の石積み景観の継承) ・ 新たな景観 (石や緑による新たな景観の創出) <p>素材は、現状の石のイメージを復元。 パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</p>
水際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の水底が見える浅場を確保する。 ・ 浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。 ・ 緩い勾配の石張り（漁場：玉石 500～700）+木杭とする。 ・ カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。 ・ しじみ採集ができる場所。 ・ 昔から残されている両岸の浅場は保全する。(平場は設けない) ・ 堤防法面を緩くするため、水際付近は深くする。 	<p><u>現状の水底が見える浅場を確保する。</u> 堤防の法面勾配を緩くする場合は、河川の流下能力を確保するため、<u>河床を深くする。</u></p>	<p>水際は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の保全 (水底が見える浅場等の水際景観の保全) ・ 新たな景観 (河床掘削による新たな水際景観の創出)
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。 ・ 松江大橋～くにびき大橋間で連続した歩行者動線（周遊コース）を考える。 ・ 全てテラスでなく、所々で水辺に降りられるようにする。 ・ 背後とのアクセス性を考慮して階段工を設置し、部分的に水に親しむ場を設ける ・ 現状の眺望景観を確保するため水際に平場は設置しない。 ・ パラペットの背面に部分的にベンチを設ける。 ・ 水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。 ・ 階段工でパラペットが連続しない区間は、ゲート等で対応する。ただし、洪水時の管理が問題である。 ・ 水辺に仮設的な能舞台等を設ける。 	<p>利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。 階段を設置した場合のパラペット形状については、ゲート対応を含めて今後検討していく。 仮設的な施設については、治水上の影響がないよう配慮する。</p>	<p>動線及び眺望場所は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の保全 (現状の動線及び眺望場所の保全) ・ 新たな景観 (水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出) <p>水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。 利用に配慮した施設の部分的な設置。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川沿いに緑は必要。昔から柳が植えられていた。 ・ 現状に近い形で、堤防天端に高木の設置を行う。 ・ 堤防前面の小段部に、部分的に植樹を行う。 	<p><u>現状の柳並木は復元</u>する。</p>	<p>堤防天端の柳並木を復元。</p>

<上流部：北岸> 新大橋 ~ くにびき大橋

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<p>ラフカディオ・ハーンの愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。</p> <p>松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。</p> <p>国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。</p> <p>水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。</p>
--------------------------------	---

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> 北岸は石積み護岸を重視する。 護岸は、石積（5分勾配）を基本とする。 パラペットは設置せず、天端まで盛土を行う。（くにびき大橋の上流の一部区間） くにびき大橋の直下流では、緩い勾配で緑化を行い水際までの連続性を確保する。 現状の景観を大きく変え景観的に問題があるため、基本的になくす又は見えない工夫を行う。 <ul style="list-style-type: none"> *パラペットの可動化（浮力堤） *パラペットの透明化・仮設化（畳堤など） パラペットを可動式にできないか。 	<p>護岸については、<u>現状の石積みの風景を残す</u>ことを考えていく。</p> <p>護岸については、<u>石や緑の組み合わせ等による新たな景観の創出</u>についても考えていく。</p> <p>パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的な問題等から、ここでは<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。 （可動化及び可視化については、今後検討していく）</p>	<p>堤防基本形状は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の継承 （現状の石積み景観の継承） 新たな景観 （水際の実用機能に緩やかな斜面及び緑を付加した新たな景観の創出） <p>素材は、現状の石のイメージを復元。 パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</p>
水際	<ul style="list-style-type: none"> 浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。 カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。 しじみ採集ができる場所。 舟の利用のため、水際付近は直壁に近い勾配とする。 昔から残されている両岸の浅場は保全する。 ヨシ原等の水際植生を保全・創出する。（自然のイメージを残す） 	<p><u>現状の水底が見える浅場</u>を確保する。</p> <p>堤防の法面勾配を緩くする場合は、河川の流下能力を確保するため、<u>河床を深くする</u>。</p>	<p>水際は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の保全 （水底が見える浅場等の水際景観の保全） 新たな景観 （河床掘削による新たな水際景観の創出）
利用	<ul style="list-style-type: none"> 川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。 全てテラスでなく、所々水辺に降りられるようにする。 水と親しむため、水際に近い場所に歩道を設置する。（幅は1間程度） 舟等の利用のため、平水位よりやや高い場所に平場を設ける。 水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。 現状の生活の風情を残す。（漁業の営みなど） 	<p>利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。</p> <p>人々の生活感を象徴する船着場等の風景に配慮する。</p>	<p>動線及び眺望場所は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全） 新たな景観 （水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出） <p>水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。 利用に配慮した施設の部分的な設置。 船着場等の現状施設の配慮</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 並木は設けず、必要に応じて民地（緑）の活用を図る。 堤防および小段部には設けない。 植生は保全する。（現状の位置） 	<p>現状において、松江大橋～新大橋間に見られるような並木はないが、水際にはヨシ等の植生が点在しているため、<u>水際植生に配慮</u>する。</p>	<p>水際植生に配慮。</p>

<上流部：南岸> 松江大橋～新大橋

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<p>ラフカディオ・ハーンの愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。</p> <p>松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。</p> <p>国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。</p> <p>水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。</p>
--------------------------------	---

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸は、石積（5分程度）基本とする。 ・護岸は、石張（地域産材）や植生による被覆を基本とした緩い勾配とする。 ・パラペットを隠すためマウンド及び緑化（白潟公園を参考） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の景観を大きく変え景観的に問題があることから、基本的になくす又は見えない工夫を行う。 *パラペットの可動化（浮力堤） *パラペットの仮設化（畳堤など） 	<p>護岸については、<u>現状の石積みの風景を残す</u>ことを考えていく。</p> <p>護岸については、<u>石や緑の組み合わせ、緩斜面の堤防等による新たな景観</u>についても考えていく。</p> <hr/> <p>パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的等から、ここでは<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その際、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。</p> <p>（可動化及び可視化については、今後検討していく）</p>	<p>堤防基本形状は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全 （水際の実用機能(散策や賑わい、生活等)を確保した景観の保全) ・新たな景観 （緩やかな斜面や緑による新たな景観の創出) <p>素材は、現状の石のイメージを復元。 パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</p>
水際	<ul style="list-style-type: none"> ・浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。 ・カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。 ・しじみ採集ができる場所。 ・舟の利用や人が水面に近い現状の空間を維持するため、水際付近は直壁とし深くする。（浅場にはこだわらない） ・護岸法面と連続した緩い勾配とする。 ・水面に近い場所に人を歩かせることを考慮して、水際は直壁とし、かつ石を敷き並べる。（石敷のテラス） ・部分的に杭柵工（+植生(あやめ等)）を設け、生物生息環境に配慮する。 ・昔から残されている両岸の浅場は保全する。 	<p><u>現状の水辺のような、その場に集い楽しめる場を復元</u>することを考えていく。</p> <p><u>堤防の法面勾配を緩くし、現状の公園的利用機能の復元</u>も考えていく。</p> <p>浅場については、現状において部分的に見られるが基本計画を考えると上では考慮しない。</p> <p>水際への配慮（杭柵工等）については、現時点では考慮しない。</p>	<p>水際は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全 （現状の水際景観の保全） ・新たな景観 （水底が見える浅場等の水際景観の創出）
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・南岸は賑わいの場（親水護岸）を創出する。 ・川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。 ・松江大橋～くにびき大橋間で連続した歩行者動線を考える。 ・全てテラスでなく、所々で水辺に降りられるようにする。 ・舟や水の利用を考慮して、水際に近い場所に平場を設置する。 ・平場を設ける場合は、WL（平常時）+0.3～0.4m程度。 ・小段あるいは堤防天端の空間を利用して、屋台等を設けて人を集める工夫を行う。 ・水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。 ・白潟のまちづくりとセットで考える。（道路の付替や公園の作り方など） 	<p><u>利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や背後地を含めた憩いの場やイベント的なものを基本</u>として考える。</p> <p><u>現状の舟の利用</u>にも配慮していく。</p>	<p>動線及び眺望場所は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全） ・新たな景観 （堤防上から見渡す新たな眺望場所の創出) <p>水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。 利用に配慮した施設の部分的な設置。 背後から水面までの連続性 動線及び憩いの場としてのスペース（現状に配慮）</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防上には設けず、平場に植樹を行う。 ・堤防法面部（緩い勾配）に植樹を行い、木陰を創出する。 	<p><u>現状の樹木等の機能を極力復元</u>することを考えていく。</p>	<p>現状の木陰機能を復元。</p>

<上流部：南岸>新大橋～くにびき大橋

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<p>ラフカディオ・ハーンの愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。</p> <p>松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。</p> <p>国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。</p> <p>水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。</p>
--------------------------------	---

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> ・南岸は水辺公園（散策路＋グリーンベルト）を中心に。 ・法面部は、芝や植樹等による緑を基本とした仕上げとする。 ・パラペットを隠すマウンド及び緑化（白濁公園を参考） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の景観を大きく変え景観的に問題があることから、基本的になくす又は見えない工夫を行う。 ＊パラペットの仮設化（置堤など） ・パラペットを設ける場合には、置堤に相当するもの考える。（腰掛けられるくらい（600～700）の高さ） 	<p>護岸については、<u>現状の風景を残す</u>ことを考えていく。</p> <p>護岸については、<u>石や緑の組み合わせ、緩斜面の堤防等による新たな景観</u>についても考えていく。</p> <p>パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的等から、ここでは、<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。（可動化及び可視化については、今後検討していく）</p>	<p>堤防基本形状は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の保全 （水際の利用機能（散策や賑わい、生活等）を確保した景観の保全） ・ 新たな景観 （水際の利用機能に緩やかな斜面及び緑を加えた新たな景観の創出） <p>素材は、現状の石のイメージを復元。 パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</p>
水際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。 ・ カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。 ・ しじみ採集ができる場所。 ・ 護岸法面と連続した緩い勾配とする。 ・ 水面に近い場所に人を歩かせることを考慮して、水際は直壁とし、かつ石を敷き並べる。 ・ 昔から残されている両岸の浅場は保全する。 ・ 南岸は賑わいの場（親水護岸）を創出する。 	<p><u>現状の水辺のような、その場に集い楽しめる場を復元</u>することを考えていく。</p>	<p>水際は次の案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の保全 （現状の水際景観の保全） <p>水際は現状に近い岸壁形状で復元することを基本。</p>
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。 ・ 全てテラスでなく、所々水辺に降りられるようにする。 ・ 人が水に触れることや、舟や水の利用を考慮して、水際に近い場所に平場を設置する。 ・ 水辺からの景観も重要。 ・ 水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。 	<p>利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。</p> <p><u>堤防の法面勾配を緩くし、現状の公園的利用機能の復元</u>も考えていく。</p> <p><u>現状の舟の利用</u>にも配慮していく。</p>	<p>動線及び眺望場所は次の案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全） <p>水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。</p> <p>利用に配慮した施設の部分的な設置。</p> <p>背後から水面までの連続性</p> <p>現状の公園機能や木陰に配慮した緩斜面や樹木等の設置。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防上には設けない。 ・ 堤防法面部に植樹を行い、木陰を創出する。 	<p><u>現状の樹木等の機能を極力復元</u>することを考えていく。</p>	<p>現状の木陰機能を復元。</p>

<中流部：北岸>くにびき大橋～五川合流点

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	川や水路、湿地（湿性地）などが織りなす水と緑の自然豊かな水郷の景観を活かした景観形成を行う。 人々の生活と川とのかかわり（シジミ採り、魚釣り、散策、等）に配慮した景観形成を行う。 嵩山、和久羅山などを望む広がりのある、のびやかな景観を保全する。
------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> ・パラベットは設けず、堤防天端まで盛土を行うことを基本とする。 ・管理用通路は、自転車や歩行者用通路として利用する。 ・護岸は、石積（5分）を基本とする。 ・緩い勾配の土羽＋植生を基本とし、法面には既設の草花の繁茂を促す。（現況を極力保全する） ・水鳥の生息や観察等を考慮した多様な護岸とする。 	<p><u>パラベットを設けず、土堤による形状を基本として考えていく。</u></p> <p>護岸については、<u>石積み景観の継承や緑を主体とした自然風景を残す</u>ことを考えていく。</p>	<p>堤防基本形状は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の保全 （現状の石積みや自然河岸の保全） ・新たな景観 （水際から背後地までの連続性保持による 新たな景観創出） <p>素材は、現状の石のイメージを復元。</p>
水際	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のヨシ、アシなどの水際植生など、背後の自然風景に調和したものと とする。 ・浅場の面積が大きくなるようにする。 ・最下流部の浅瀬の植生群落の代替浅瀬を十分に確保する。 ・代替浅瀬の確保ため、堤防をセットバックする。 ・できるだけ現況（の自然）を残す。 	<p><u>水際の植生や現状の浅場は、極力保全又は復元</u>していく。</p>	<p>水際は次の案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全 （現状の水際景観の保全） <p>水際は現状の水際植生に配慮することを基本。</p>
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・平場は設けない。 ・余裕高部分に構造物は設けない。 ・剣先川左岸の堤防は、二線堤（第一堤、第二堤）などの方法も考える。 ・掘削による環境への影響を考慮し、現在の水際から川側はなるべく残す。 ・管理用通路は背後に回して溜まりをつくる。（一部区間） ・水辺を学校の水辺教育の場として活用する。 	<p>自然景観・環境を活かした利用が可能な整備を考えていく。</p> <p><u>環境学習の一環として、水際の動線も</u>考えていく。</p>	<p>動線及び眺望場所は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全） ・新たな景観 （水際の動線を加えた新たな眺望場所の 創出） <p>背後から水面までの連続性 動線及び憩いの場としてのスペース（現状に 配慮）</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・特に設けない。 	<p>現状の環境改変を極力抑えていく。</p>	<p>現状の環境を極力保全。</p>

<中流部：南岸>くにびき大橋～五川合流点

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	川や水路、湿地（湿性地）などが織りなす水と緑の自然豊かな水郷の景観を活かした景観形成を行う。 人々の生活と川とのかかわり（シジミ採り、魚釣り、散策、等）に配慮した景観形成を行う。 嵩山、和久羅山などを望む広がりのある、のびやかな景観を保全する。
------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> ・パラペット構造を基本とする。 ・管理用通路は、自転車や歩行者用通路として利用する。 	<p>パラペットは、背後の町並みや道路の状況等を考慮して、<u>コンクリートによる常設のもの、又は土堤によるもの</u>を考えていく。</p>	<p>堤防基本形状は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全 （水際の利用を重視した景観の保全） ・新たな景観 （水際の利用機能に緩やかな斜面及び緑を加えた新たな景観の創出） <p>素材は、現状の石のイメージを復元。 パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸は、あまり緩くしない。 ・現計画断面を踏襲した勾配を基本とし、法面に植生を繁茂させる。 ・川沿いから見ると自然な護岸、法面があるよう配慮する。 	<p><u>自然な景観となるような護岸</u>を考えていく。</p>	
水際	<ul style="list-style-type: none"> ・水中にせり出した箇所は、石が見えるようななだらかな勾配とする。 ・直壁とする。 	<p>現状の河岸を基本とした形状を考えていく。</p>	<p>水際は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全 （現状の水際景観の保全） ・新たな景観 （堤防による新たな水辺景観の創出）
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・釣りや自転車が通るための平場を設ける。 ・剣先川と大橋川を隔てる分流堤は、平面的には自然な凹凸があった方が 良い。 	<p><u>現状の水際の動線や利用</u>に配慮していく。</p>	<p>動線及び眺望場所は次の2案を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全） ・新たな景観 （水際の動線を加えた新たな眺望場所の 創出） <p>背後から水面までの連続性 動線及び憩いの場としてのスペース（現状に 配慮）</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・特に設けない。 ・法面部に植樹を行い、木陰を創出する。 	<p>緑が創出できるような工夫について考えていく。</p>	<p>現状の木陰機能を復元。</p>

<下流部：北岸>五川合流点～中海大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	古代より受け継がれてきた地域の歴史・文化を学び、敬意、後世へ伝えていけるような景観形成を行う。 人々の生活とかわたのかかわり（矢田の渡し、魚釣り、散策、等）や水際の植生などへ配慮した景観整備を行う。
--------------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀神社の下流にあるヨシ帯と一体となった整備を行う。 ・山や浅瀬、水辺へ連続する現状の雰囲気を復元する。 ・既存の水際道・集落のイメージへの配慮を行う。 ・法線を変えることは現況から考えて不可能であるためセットバックにより現況の雰囲気を復帰させる。 ・最下流部は、中流部北岸の水際と同じイメージとする。 ・赤瓦の良質景観地帯の保全と調和を図る。 	背後の土地利用状況等を考慮して土堤を基本とする。 （堀込河道区間と築堤河道区間が混在し、背後地は水田等の土地利用が主である。）	堤防基本形状は次の2案を基本。 ・現状の保全 （現状の自然景観の保全） ・新たな景観 （自然景観に水際の利用を付加した新たな景観の創出） 素材は、現状の石のイメージを復元。
水際	-	現状の自然景観を復元することを考えていく。	水際は次の2案を基本。 ・現状の保全 （現状の水際景観の保全） ・新たな景観 （掘削による新たな水際景観の創出）
利用	-	人の利用は最小限度に抑えることを考えていく。	動線及び眺望場所は次の2案を基本。 ・現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全） ・新たな景観 （水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出）
植栽	-	現状の環境改変を極力抑えていく。	現状の環境を保全。

<下流部：南岸> 五川合流点～中海大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	古代より受け継がれてきた地域の歴史・文化を学び、敬意、後世へ伝えていけるような景観形成を行う。 人々の生活とかわとのかかわり（矢田の渡し、魚釣り、散策、等）や水際の植生などへ配慮した景観整備を行う。
--------------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> ・パラペット構造を基本とする。 ・現計画断面を踏襲した勾配を基本とし、法面に植生を繁茂させる。 	パラペットは、背後の町並みや道路の状況等を考慮して、 <u>コンクリートによる常設のもの、又は土堤によるもの</u> を考えていく <u>自然な景観となるような護岸</u> を考えていく。	堤防基本形状は次の2案を基本。 ・現状の保全 （水際の利用機能を重視した景観の保全） ・新たな景観 （自然景観に水際の利用を付加した新たな景観の創出） 素材は、現状の石のイメージを復元。
水際	<ul style="list-style-type: none"> ・浅瀬を復元する。 	現状の河岸を基本とした形状を考えていく。	水際は次の2案を基本。 ・現状の保全 （現状の水際景観の保全） ・新たな景観 （掘削による新たな水際景観の創出）
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・釣り等が楽しめる平場を設ける。 ・JRおよび国道9号からの景観に配慮する。 	<u>現状の水際の動線や利用</u> に配慮していく。	動線及び眺望場所は次の2案を基本。 ・現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全） ・新たな景観 （水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出）
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・法面部に木陰となるような植樹を行う。 	緑が創出できるような工夫について考えていく。	堤防法面の緑化に配慮。

3. 堤防形状の基本パターン

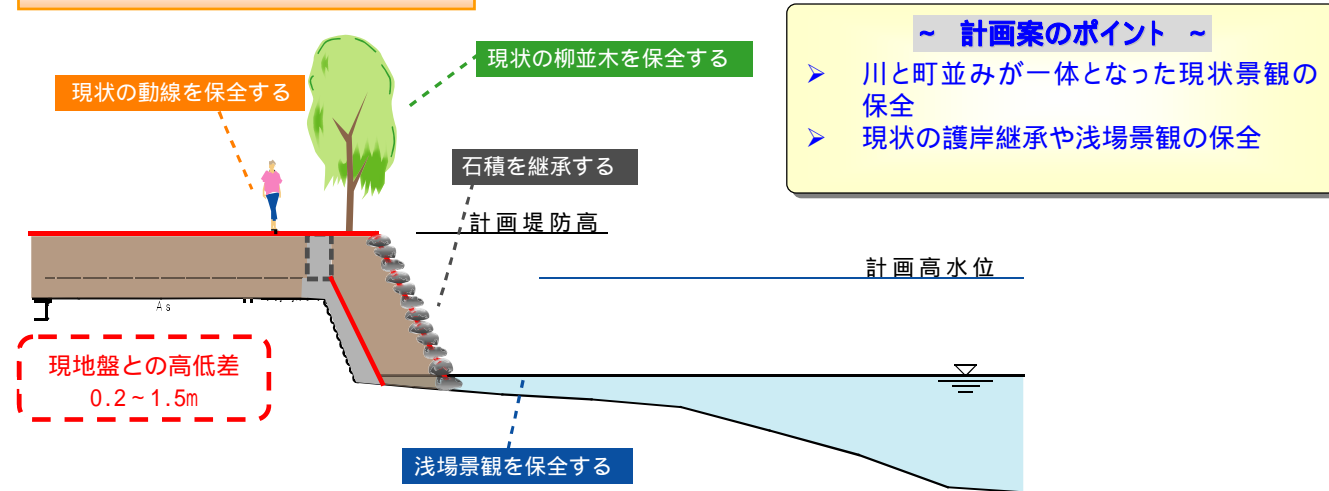
(1) 上流部北岸【松江大橋～新大橋間】における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備 目標

柳並木や背後の町並み、現状の石積み護岸などの風情に配慮しつつ、穏やかな水音を楽しみ、水底を見ることができる景観整備を行う。

◆ 計画案1 1:0.5の堤防の場合

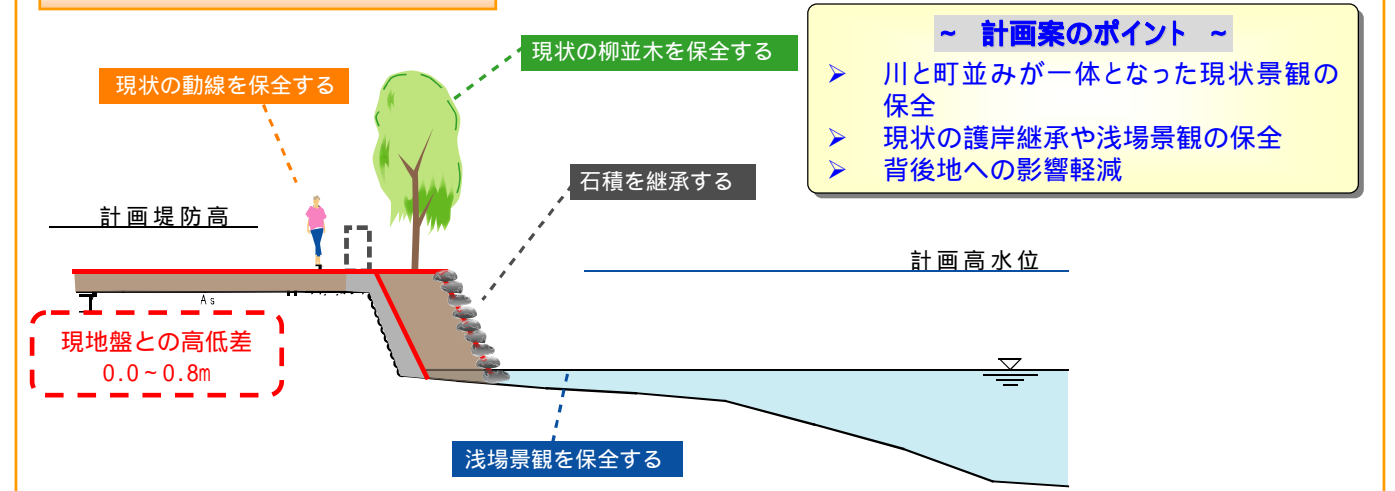
計画案 1 -



- ～ 計画案のポイント ～
- 川と町並みが一体となった現状景観の保全
 - 現状の護岸継承や浅場景観の保全

項目	概要
基本的な考え方	現状の柳並木や石積み護岸と背後の町並み、それらと一体となった水際の風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅場景観を保全する。
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

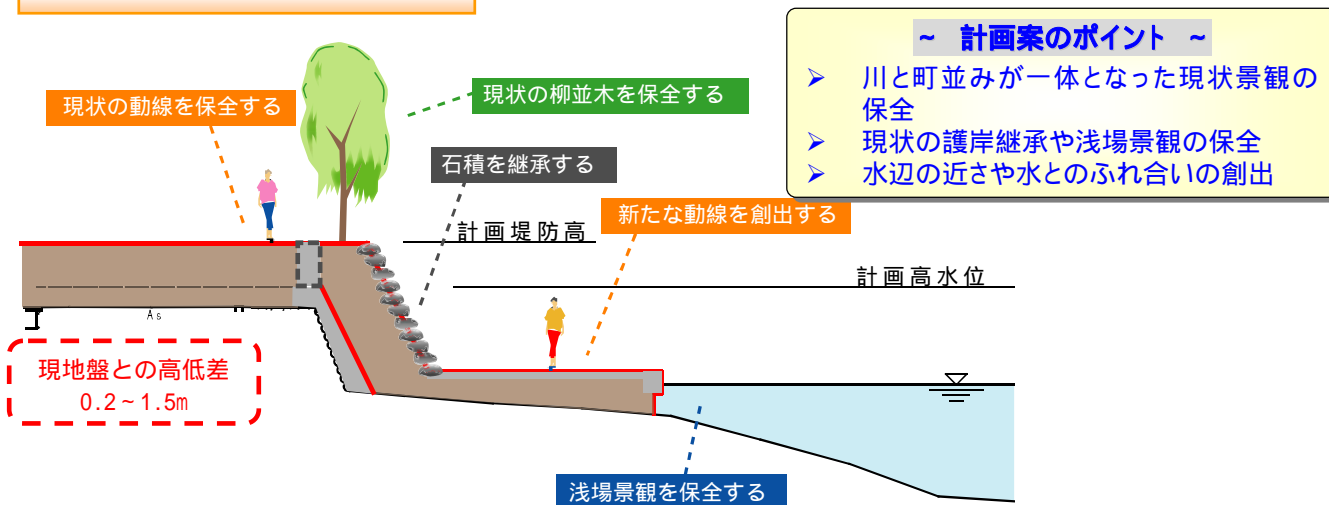
計画案 1 -



- ～ 計画案のポイント ～
- 川と町並みが一体となった現状景観の保全
 - 現状の護岸継承や浅場景観の保全
 - 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	現状の柳並木や石積み護岸と背後の町並み、それらと一体となった水際の風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅場景観を保全する。
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

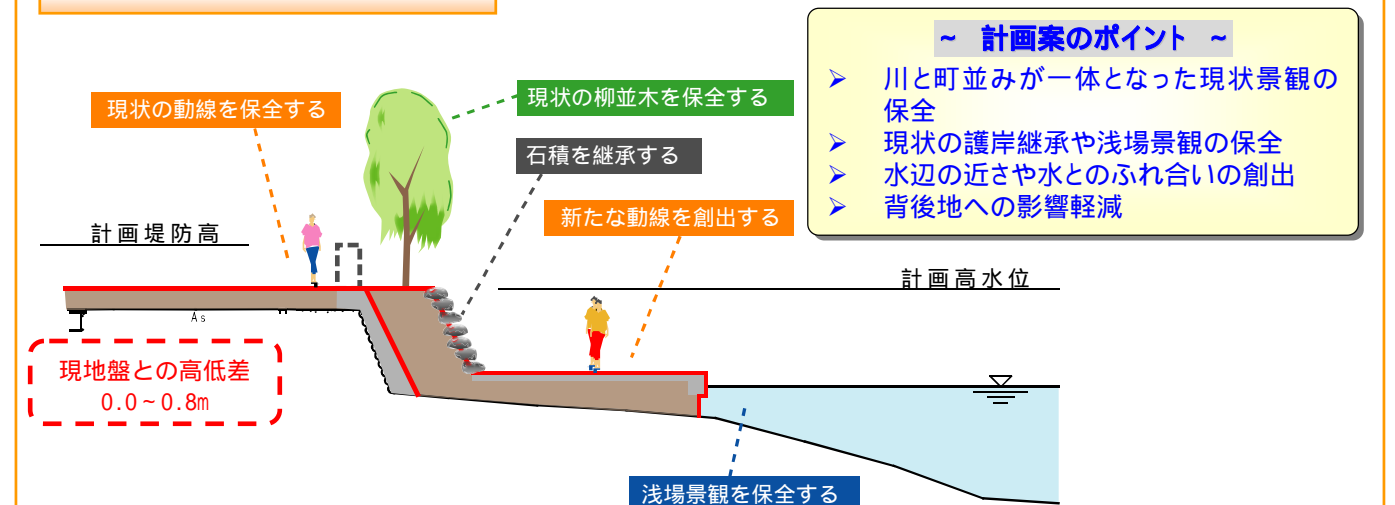
計画案 1 -



- ～ 計画案のポイント ～
- 川と町並みが一体となった現状景観の保全
 - 現状の護岸継承や浅場景観の保全
 - 水際の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	現状の柳並木や石積み護岸と背後の町並み、それらと一体となった水際の風景を活かすとともに、水とのふれ合いや憩いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅場景観を保全する。
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際に動線や広いオープンスペースを設けることで新たな眺望景観や憩いの場を創出する。

計画案 1 -



- ～ 計画案のポイント ～
- 川と町並みが一体となった現状景観の保全
 - 現状の護岸継承や浅場景観の保全
 - 水際の近さや水とのふれ合いの創出
 - 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	現状の柳並木や石積み護岸と背後の町並み、それらと一体となった水際の風景を活かすとともに、水とのふれ合いや憩いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅場景観を保全する。
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際に動線や広いオープンスペースを設けることで新たな眺望景観や憩いの場を創出する。

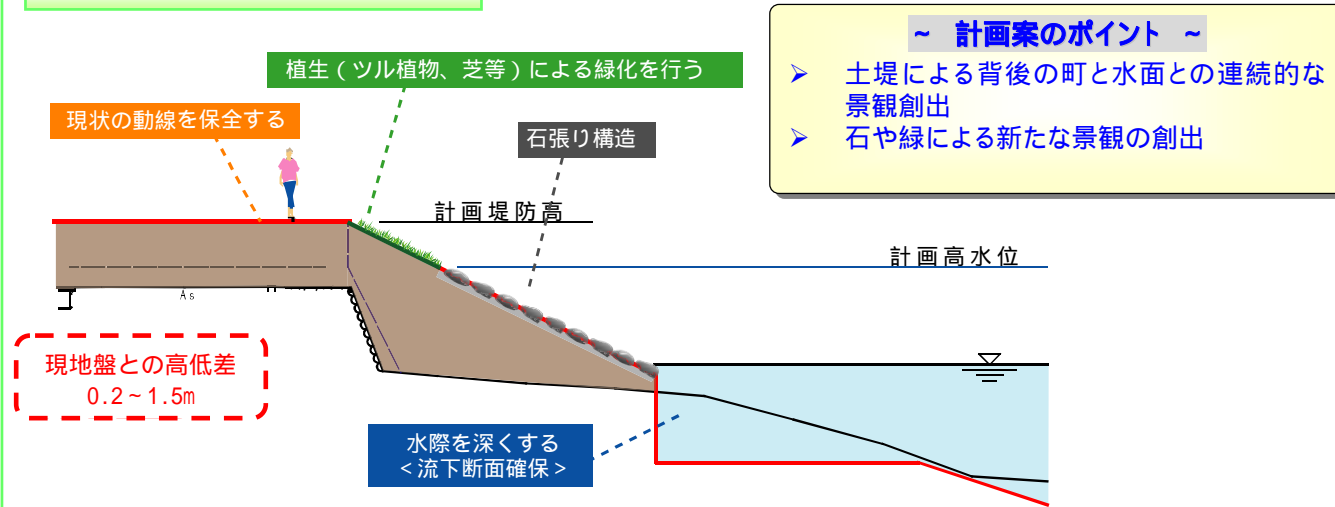
(2)上流部北岸【松江大橋～新大橋間】における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備
目 標

石積み護岸と緑が一体となった風情に配慮しつつ、背後の町並みから水辺までの一体感を持たせた新しい松江の風景を創出する景観整備を行う。

◆ 計画案2 1:2.0の堤防の場合

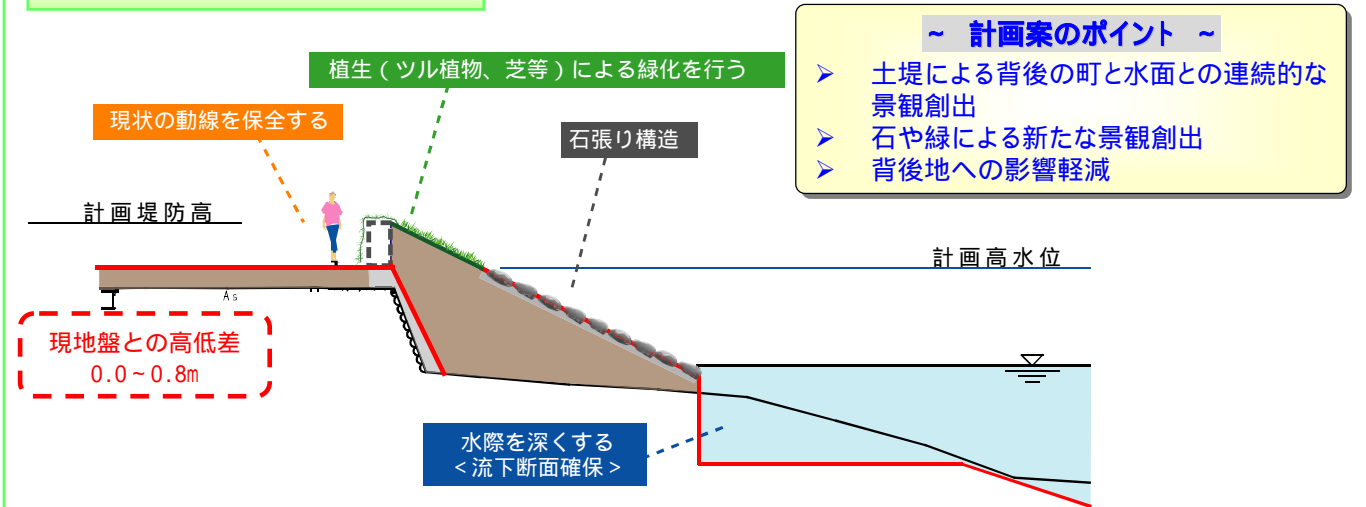
計画案 2 -



- ～ 計画案のポイント ～
- 土堤による背後の町と水面との連続的な景観創出
 - 石や緑による新たな景観の創出

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出する景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸を創出する断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	現状の柳並木は設けず、計画高水位より高い部分の堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

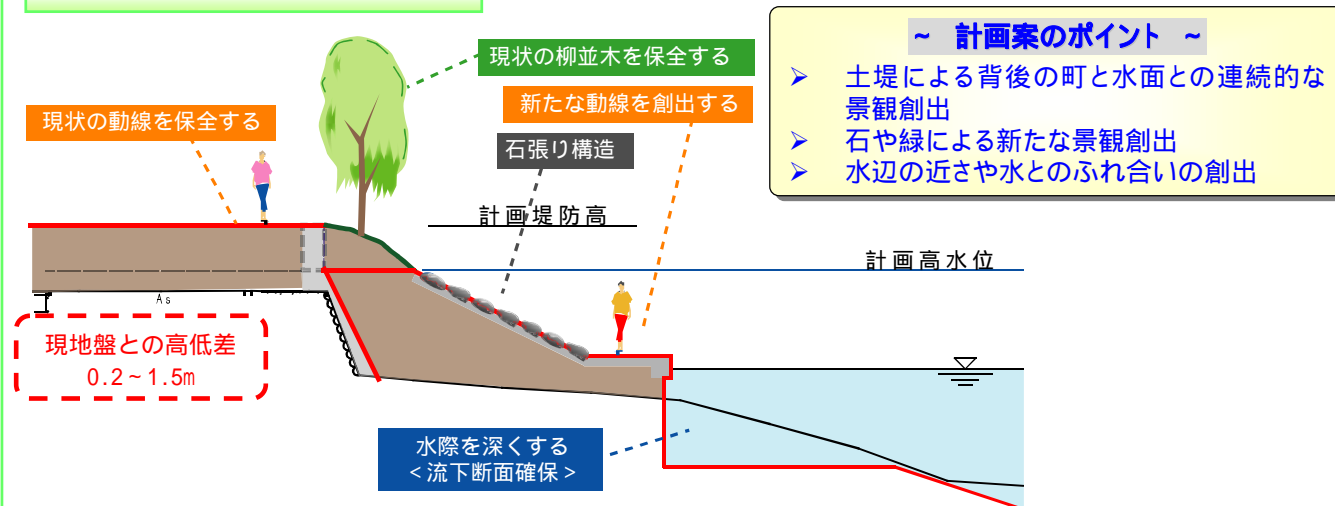
計画案 2 -



- ～ 計画案のポイント ～
- 土堤による背後の町と水面との連続的な景観創出
 - 石や緑による新たな景観創出
 - 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出する景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸を創出する断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	現状の柳並木は設けず、計画高水位より高い部分の堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

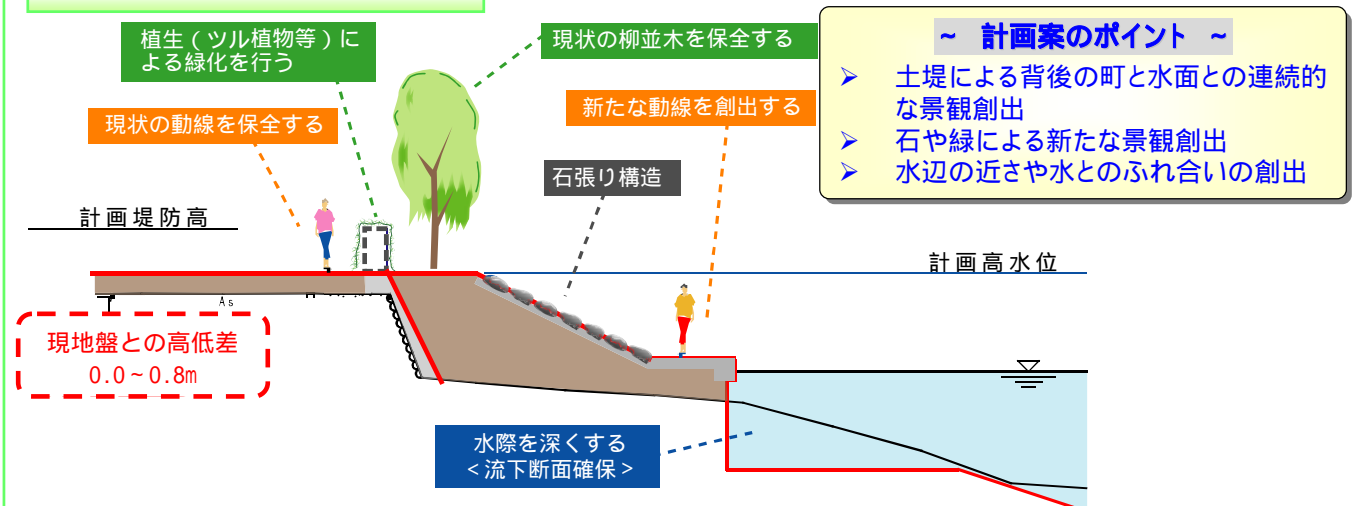
計画案 2 -



- ～ 計画案のポイント ～
- 土堤による背後の町と水面との連続的な景観創出
 - 石や緑による新たな景観創出
 - 水際の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出するとともに、水とのふれ合いや憩いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸や、水際に新たな動線を創出する断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2 -



- ～ 計画案のポイント ～
- 土堤による背後の町と水面との連続的な景観創出
 - 石や緑による新たな景観創出
 - 水際の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出するとともに、水とのふれ合いや憩いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸や、水際に新たな動線を創出する断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

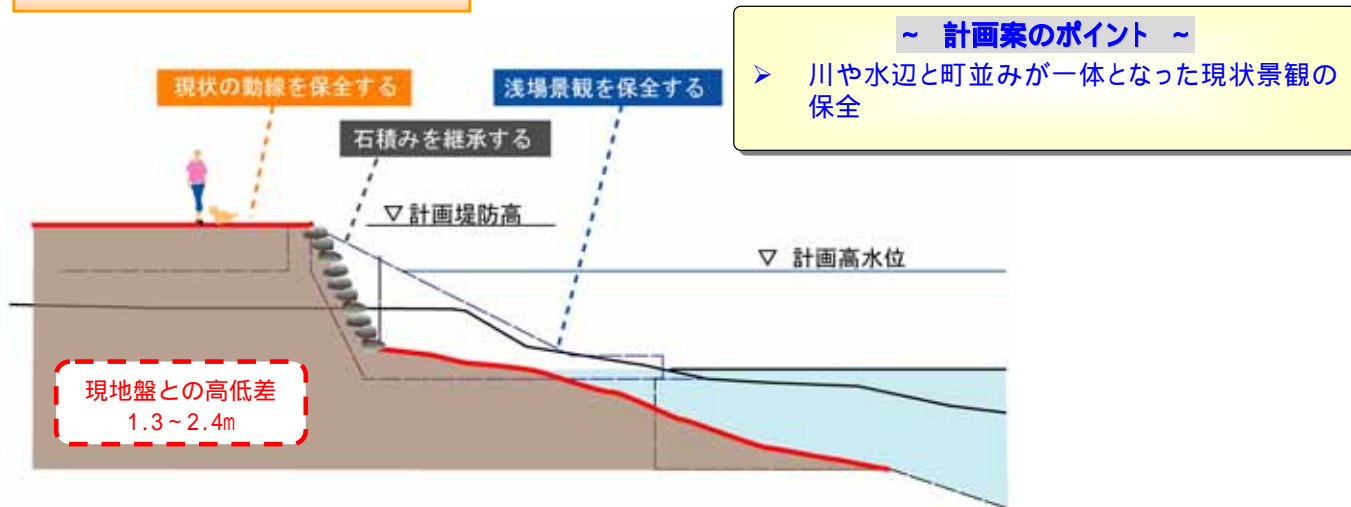
(3)上流部北岸【新大橋～くにびき大橋間】における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備
目 標

背後の町並みや現状の石積み護岸、生活の佇まいなどの風情に配慮しつつ、現状の水面等を見ることができる景観整備を行う。

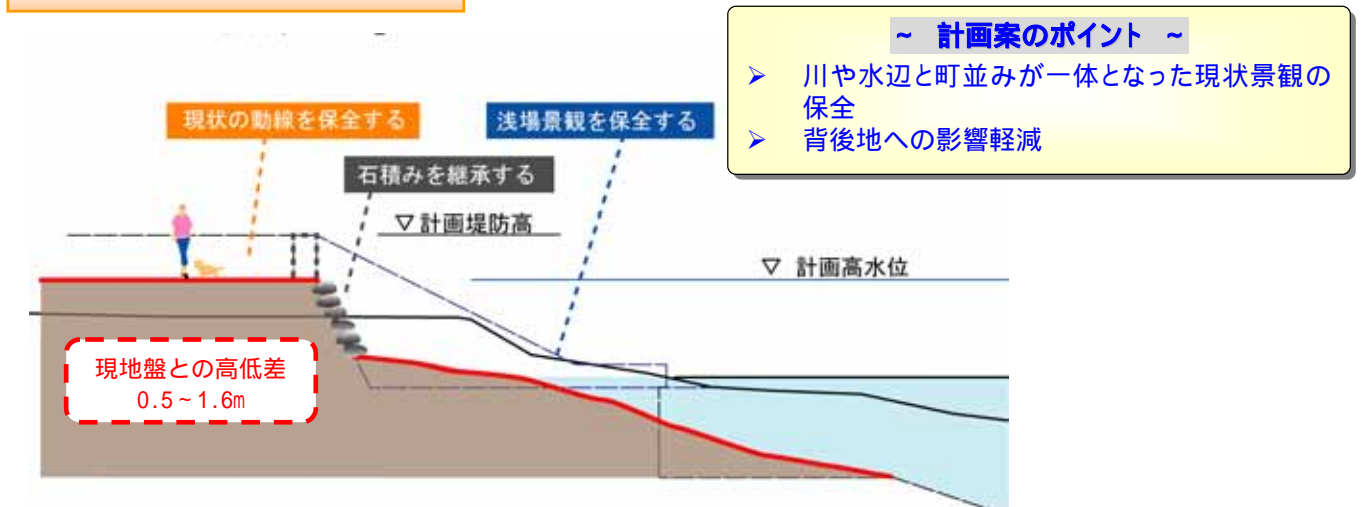
◆ 計画案1 1:0.5の堤防の場合

計画案 1 -



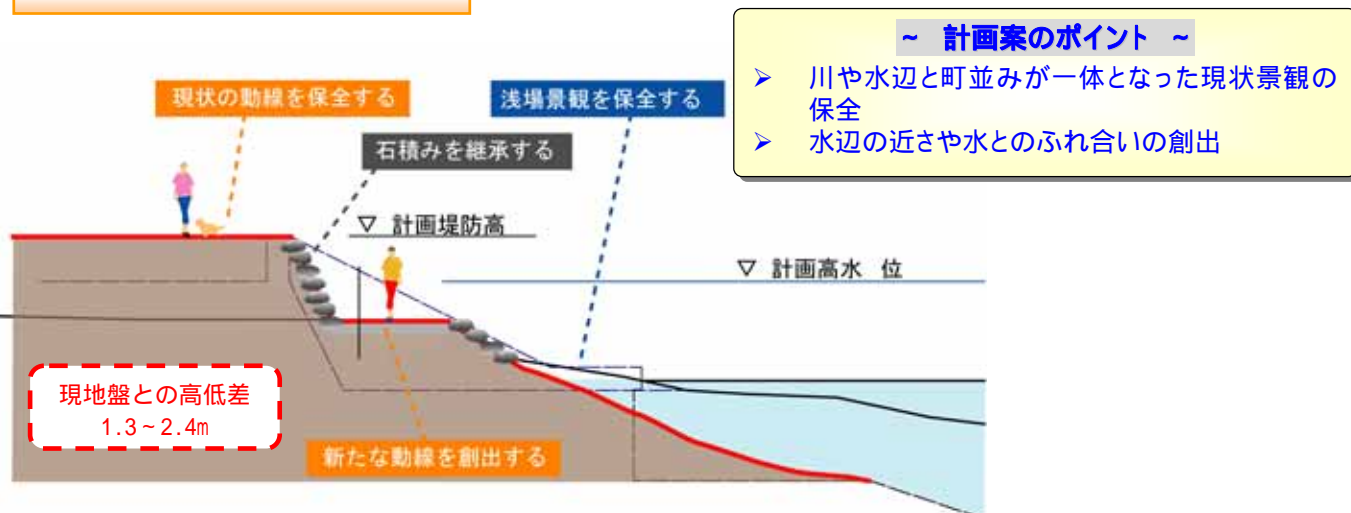
項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸や、そこに暮らす人々の生活感、水面等の風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅場景観を保全する
植栽のあり方	植栽は設けない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸や、そこに暮らす人々の生活感、水面等の風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅場景観を保全する
植栽のあり方	植栽は設けない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸や、そこに暮らす人々の生活感に配慮するとともに、水面等の風景を活かしつつ、水との近さを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅場景観を保全する
植栽のあり方	植栽は設けない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸や、そこに暮らす人々の生活感に配慮するとともに、水面等の風景を活かしつつ、水との近さを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅場景観を保全する
植栽のあり方	植栽は設けない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

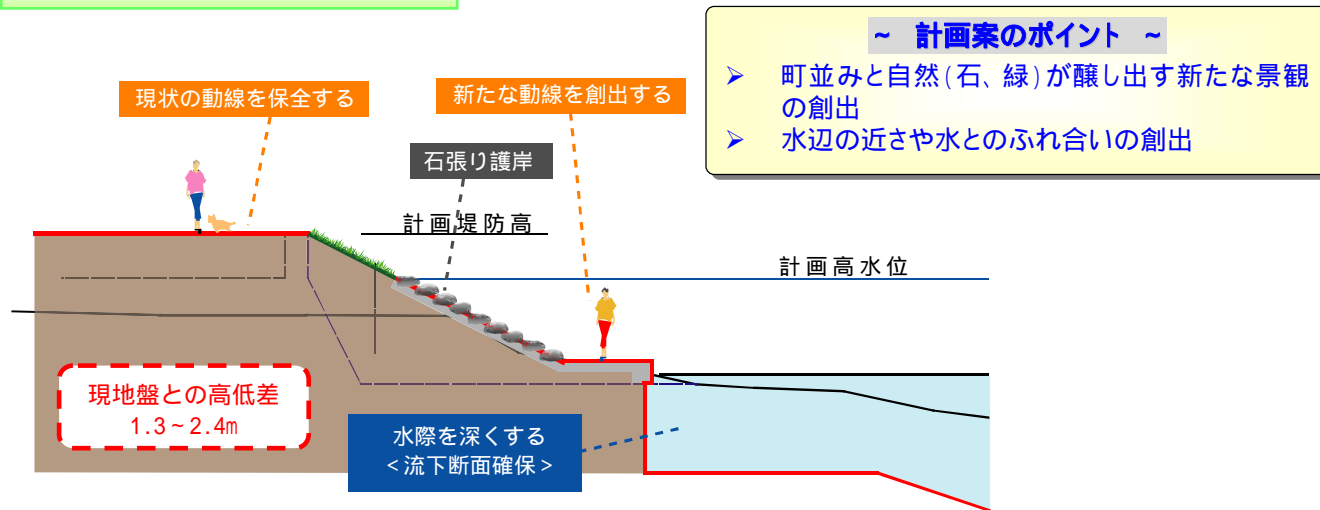
(4)上流部北岸【新大橋～くにびき大橋間】における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備
目 標

背後の町並みや現状の石積み護岸、生活の佇まいなどの風情に配慮しつつ、水辺への近さを強調した新たな安らぎの空間を提供する景観整備を行う。

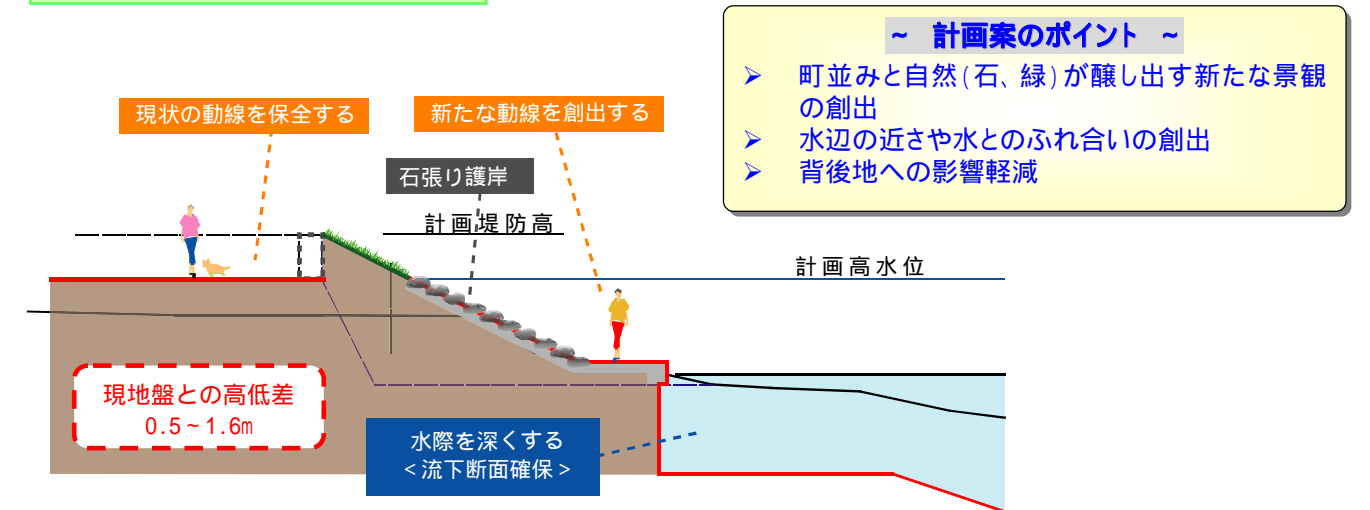
計画案2 1:2.0の堤防の場合

計画案 2 -



項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出するとともに、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸や、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	計画高水位より高い部分の堤防法面を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2 -



項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出するとともに、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸や、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	計画高水位より高い部分の堤防法面を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

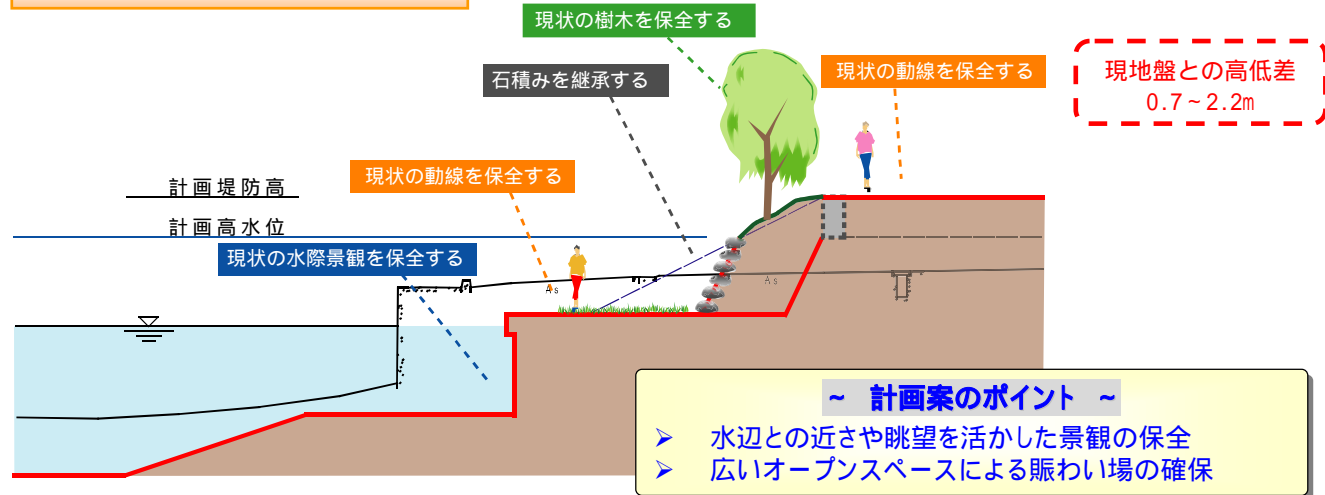
(5)上流部南岸【松江大橋～新大橋間】における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備
目標

人と水、人とまちとのかかわりが深い現状の風情を活かしつつ、国際観光都市松江の魅力をさらに引き立たせ、活気あふれる景観整備を行う。

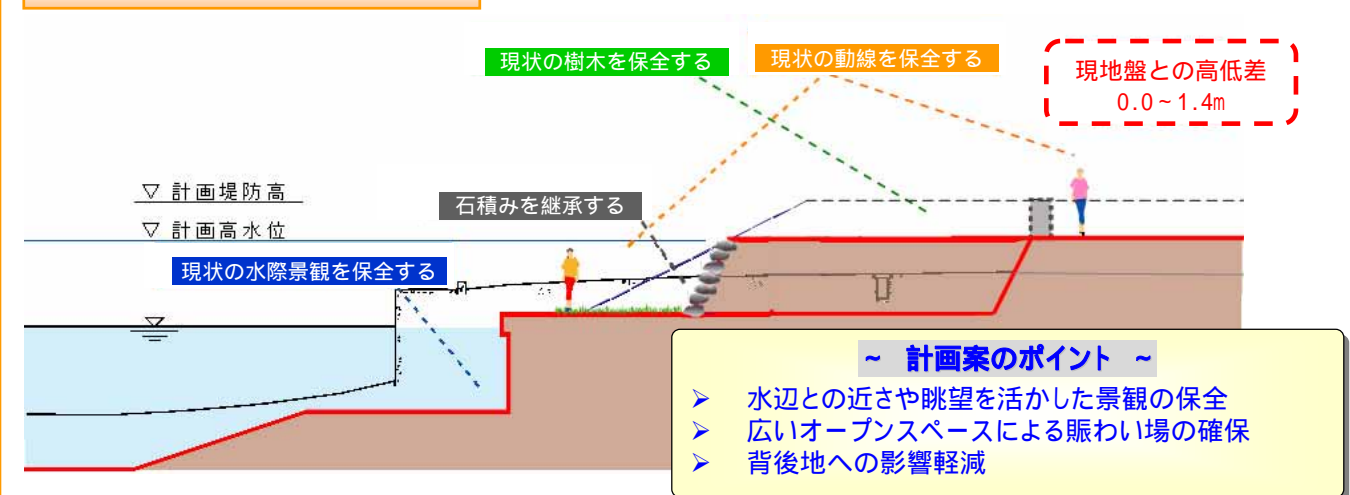
◆ 計画案1 1:0.5の堤防の場合

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸のイメージや、人と公園・緑との関わりを活かしながら、集いの空間としての魅力を高める景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸のイメージや、人と公園・緑との関わりを活かしながら、集いの空間としての魅力を高める景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

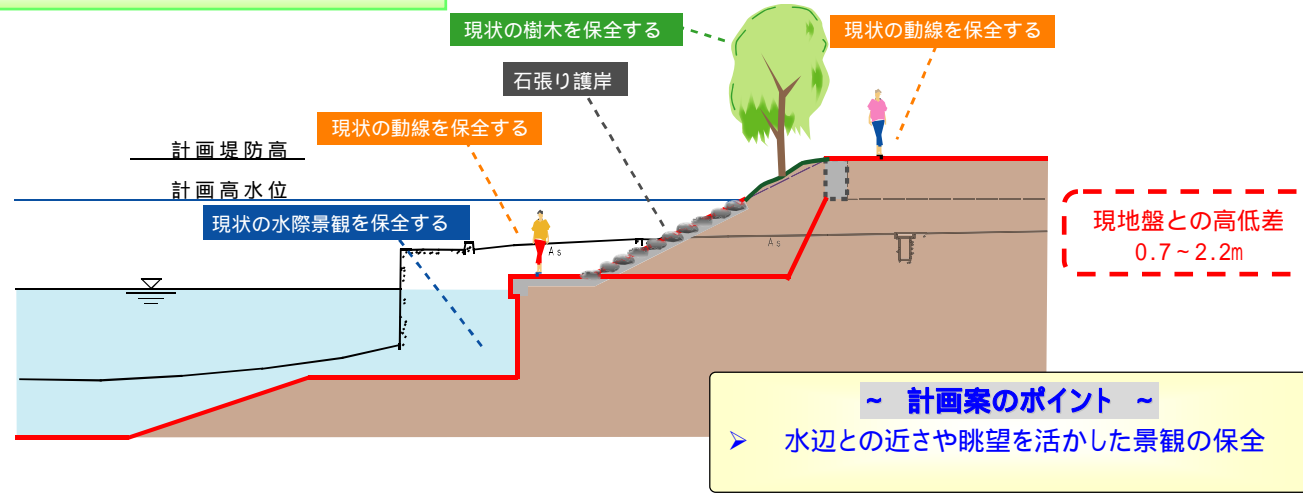
(6)上流部南岸【松江大橋～新大橋間】における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備
目 標

人と水のかかわりや緑豊かな現状の風情を活かしつつ、これまでにない緑豊かな自然空間を提供する景観整備を行う。

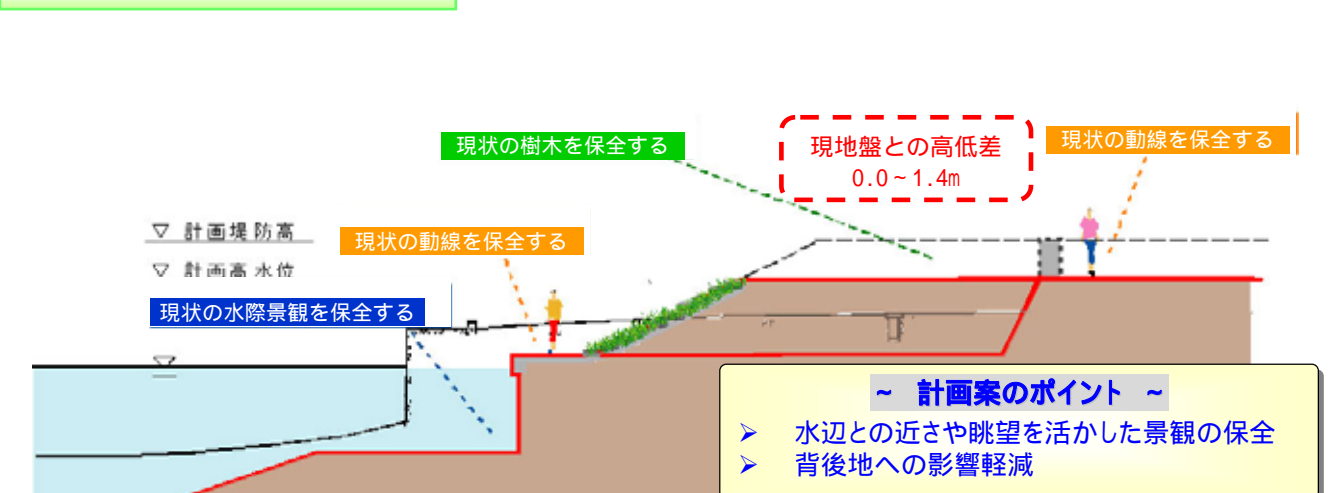
◆ 計画案2 1:2.0の堤防の場合

計画案 2 -



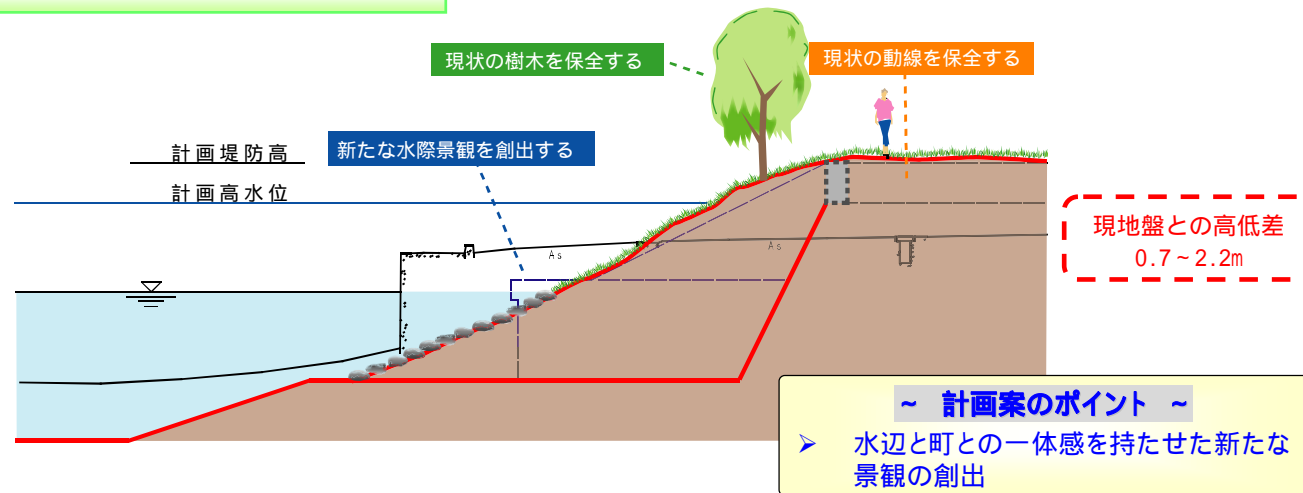
項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続する風景を創出するとともに、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際に動線を確保しつつ、川(水面)と町との連続性に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2 -



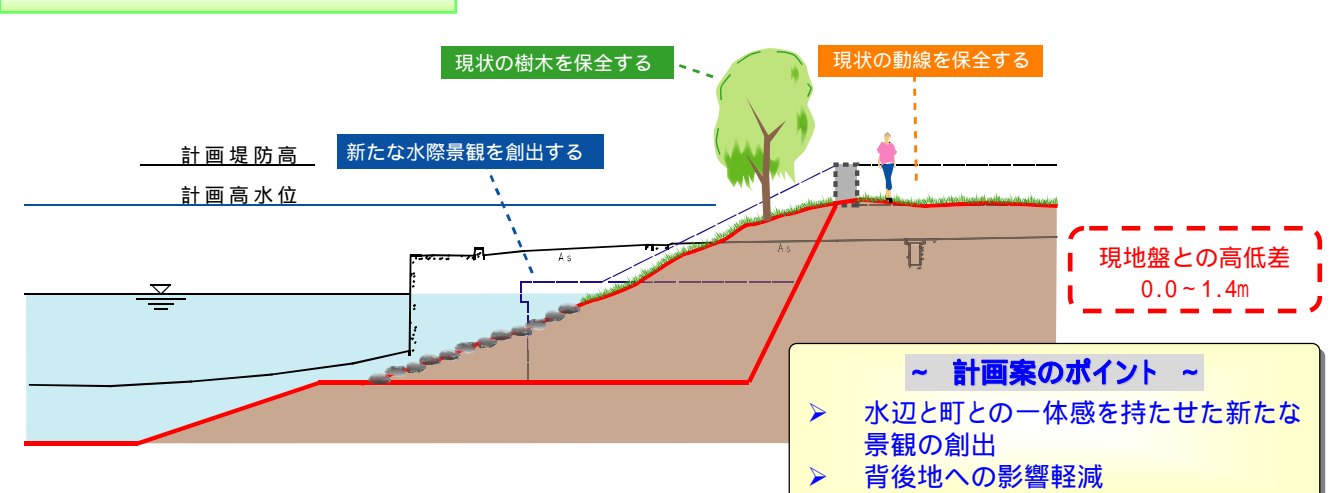
項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続する風景を創出するとともに、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際に動線を確保しつつ、川(水面)と町との連続性に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2 -



項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出する景観整備を行う。
堤防の基本形状	川(水面)と町との連続性や一体的景観の創出に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水面と堤防が連続する新たな景観を創出する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	新たな眺望景観を保全する。

計画案 2 -



項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出する景観整備を行う。
堤防の基本形状	川(水面)と町との連続性や一体的景観の創出に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水面と堤防が連続する新たな景観を創出する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	新たな眺望景観を保全する。

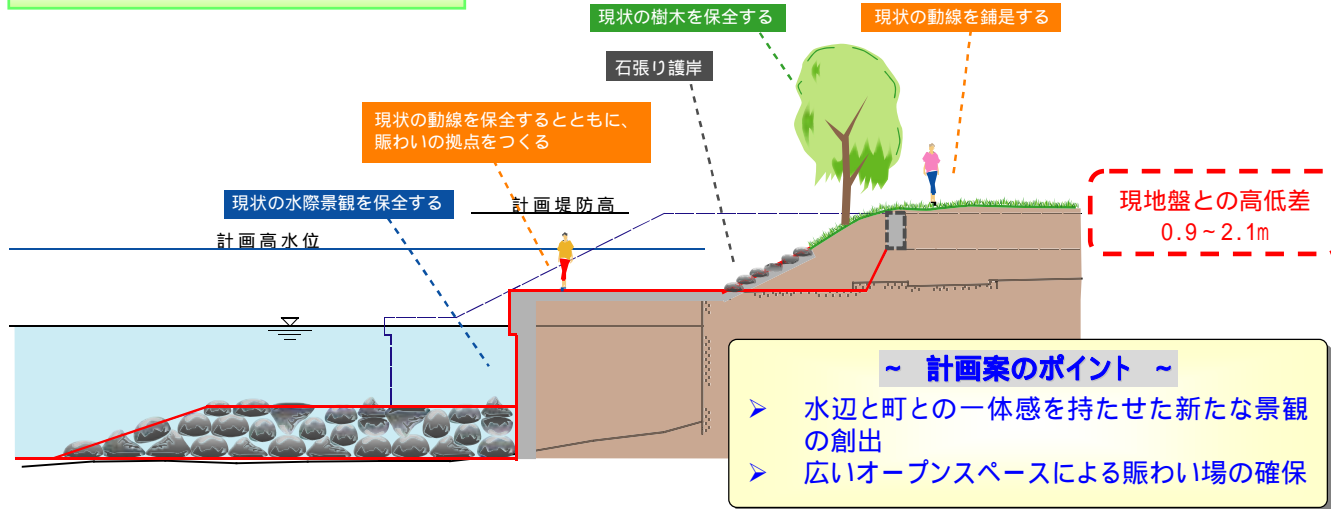
(7)上流部南岸【新大橋～くにびき大橋間】における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備
目 標

人と水との近さや、そこから見られる町並みと背後の自然風景を楽しむ視点場の保全とともに、人に賑わいや憩いを提供する景観整備を行う。

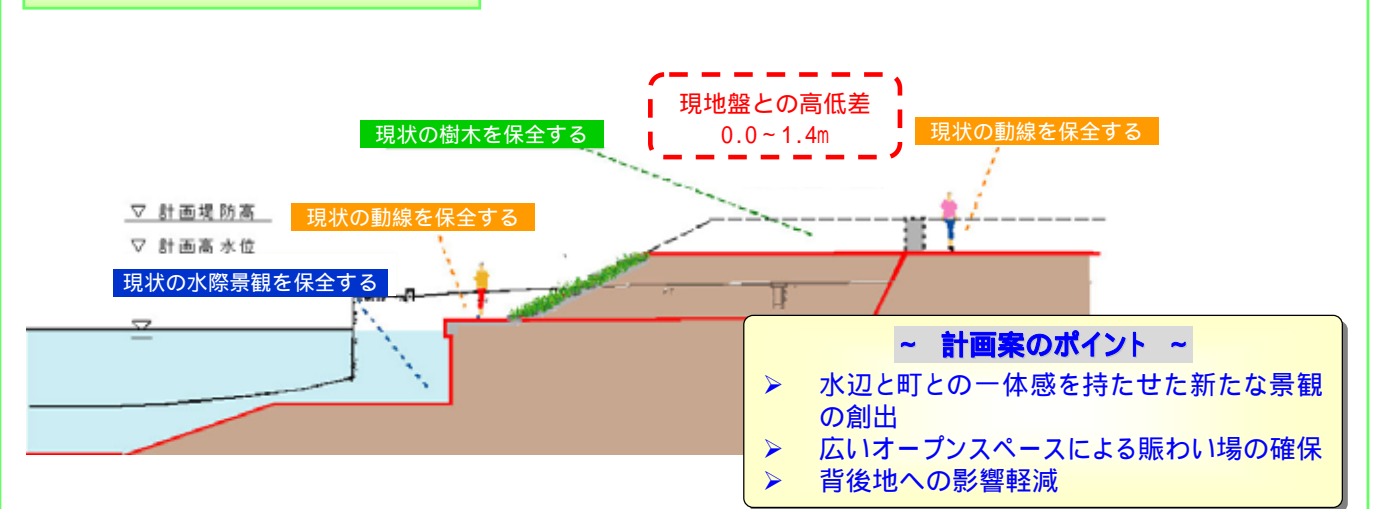
◆ 計画案1 1:2.0の堤防の場合

計画案 1 -



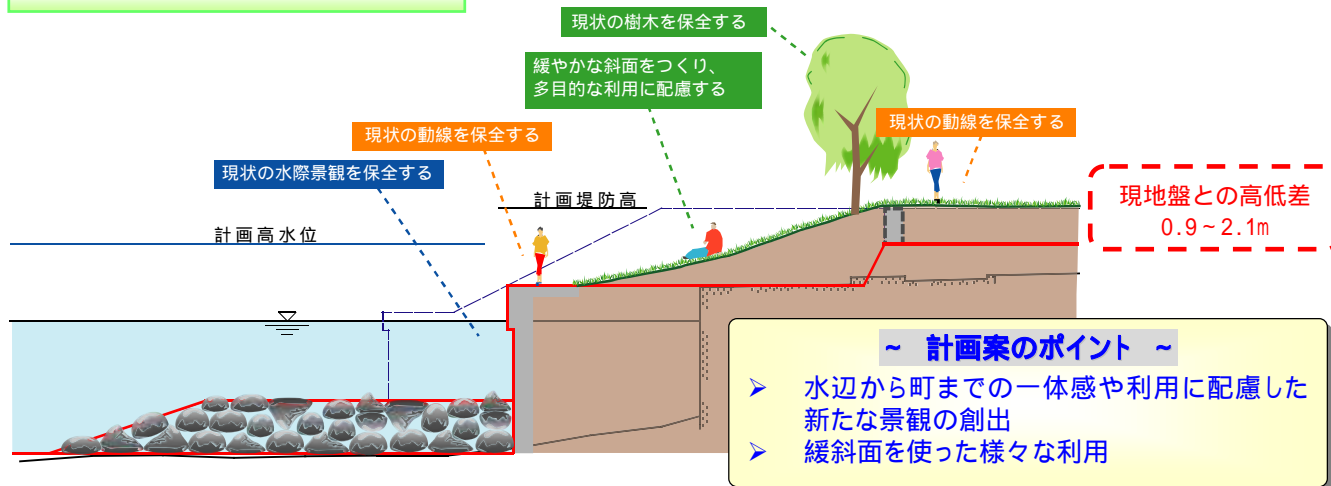
項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続する風景や集いの空間の創出、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みイメージを継承しつつ、水際の動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1 -



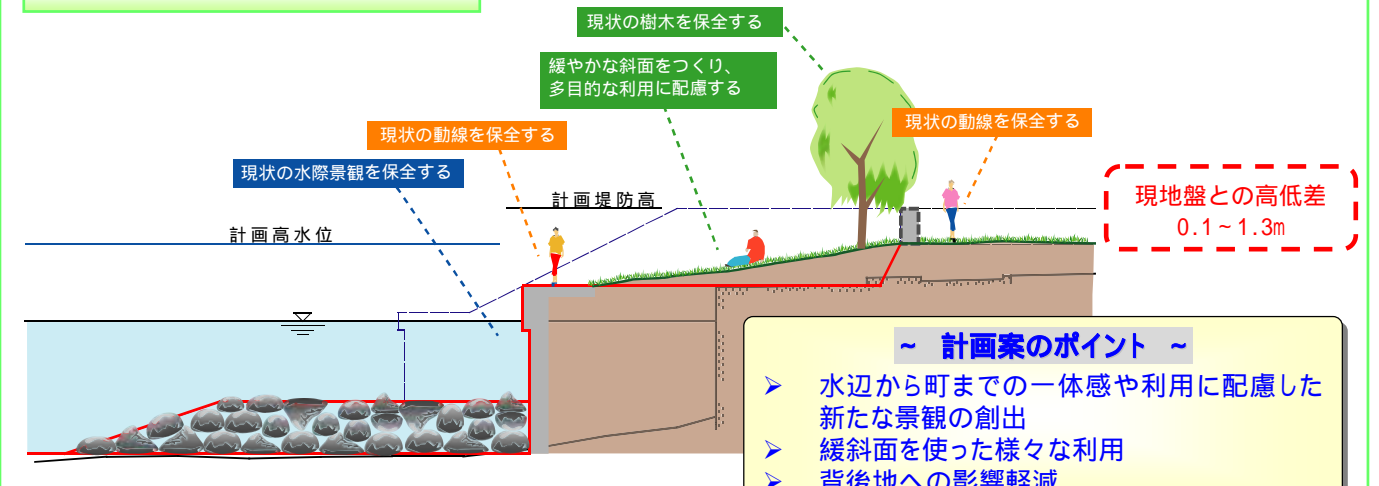
項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続する風景や集いの空間の創出、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みイメージを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続し緑豊かな風景や集いの空間の創出、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面による多目的な利用や水際に動線を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続し緑豊かな風景や集いの空間の創出、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面による多目的な利用や水際に動線を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

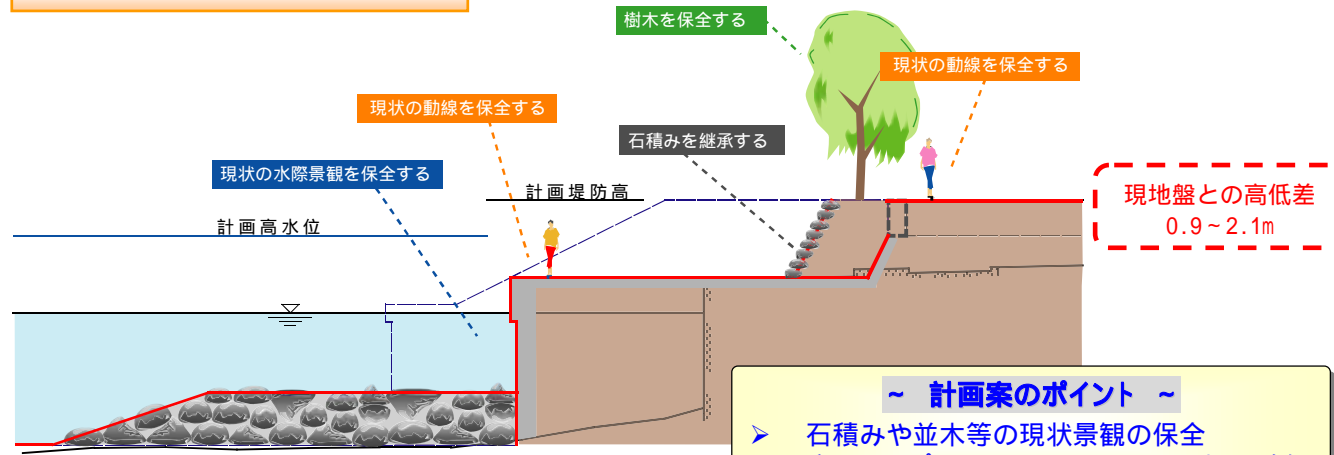
(8)上流部南岸【新大橋～くにびき大橋間】における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備
目 標

人と水との近さや、そこから見られる町並みと背後の自然風景を楽しむ視点場の保全とともに、人に賑わいや憩いを提供する景観整備を行う。

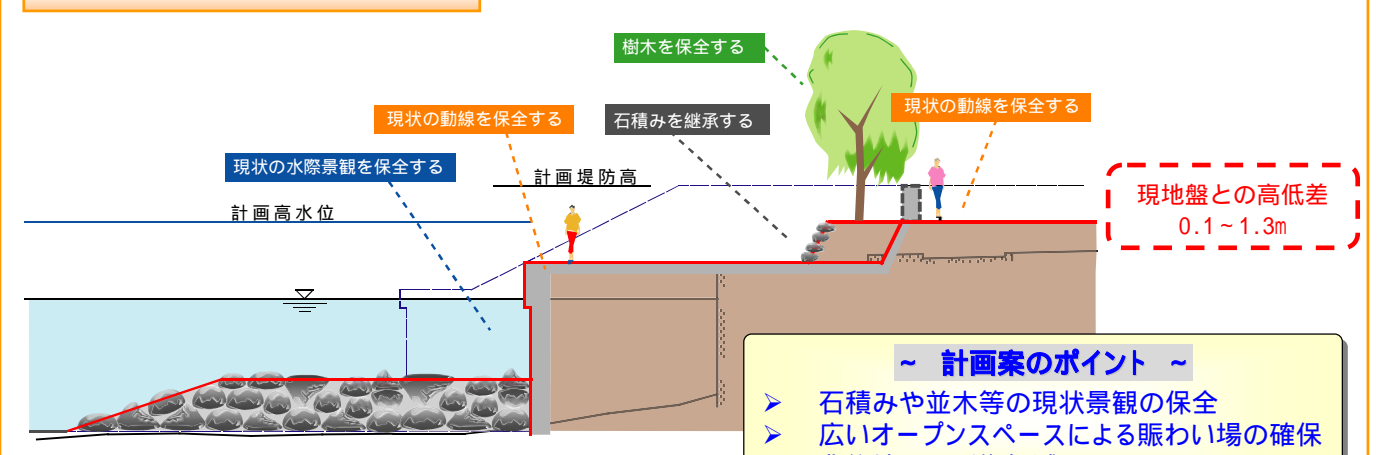
◆ 計画案2 1:0.5の堤防の場合

計画案 2 -



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸のイメージや、人と公園・緑との関わりを活かしながら、集いの空間としての魅力を高め、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2 -



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸のイメージや、人と公園・緑との関わりを活かしながら、集いの空間としての魅力を高め、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

(9)中流部北岸における堤防イメージ案(計画案1、計画案2)

景観整備
目 標

背後の広がりのある景観、川や湿地、水際植生などの自然豊かな水郷としての風情を活かした景観整備を行う。

◆ 計画案1 1:2.0の堤防の場合

計画案 1 -

現状の動線を保全する

~ 計画案のポイント ~
➤ 緩い斜面や植生による自然景観の保全

現状の水際植生等を保全する

現地盤との高低差
2.4~3.3m

項目	概要
基本的な考え方	背後の水田、湿地や水際植生などの自然豊かな風景と川面までの連続的な自然風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面により、背後地から河川への連続的な景観や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	並木等は設けず、堤防の一部(計画高水位より高い部分)を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

◆ 計画案2 1:0.5の堤防の場合

計画案 2 -

現状の動線を保全する

~ 計画案のポイント ~
➤ 現状の植生による自然景観の保全

現状の水際植生等を保全する

現地盤との高低差
2.4~3.3m

項目	概要
基本的な考え方	背後の水田、湿地や水際植生などの自然豊かな風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際植生を保全する断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観(植生等)を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等を行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2 -

現状の動線を保全する

~ 計画案のポイント ~
➤ 現状の植生による自然景観の保全
➤ 水辺の近さや水とのふれ合いの創出

新たな動線を創出する

現状の水際植生等を保全する

現地盤との高低差
2.4~3.3m

項目	概要
基本的な考え方	背後の水田、湿地や水際植生などの自然豊かな風景を活かし、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際植生の保全や水際の動線を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観(植生等)を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等を行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

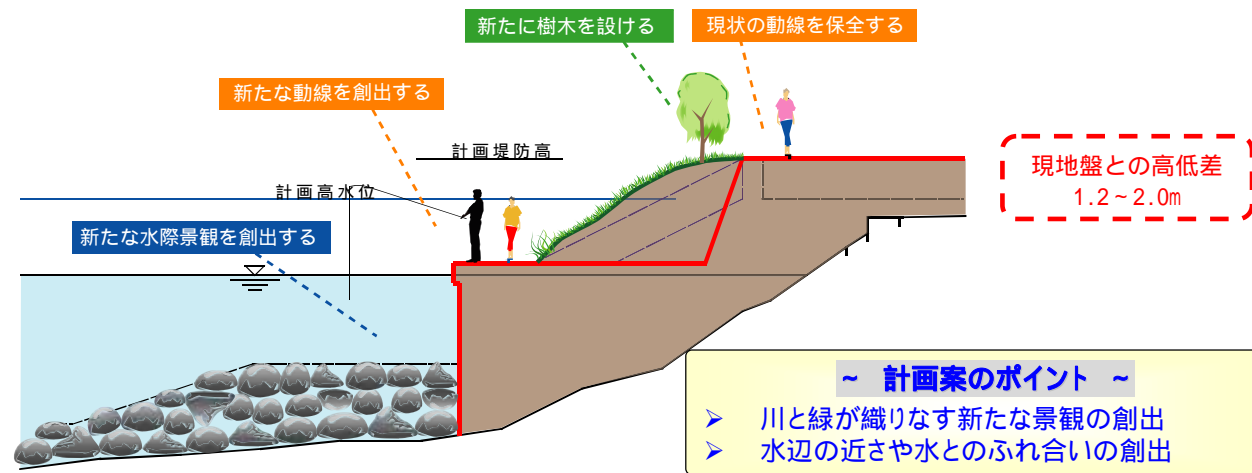
(10)中流部南岸における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備
目 標

背後に住む人と水とのかかわりや、のびやかで様々な表情を見ることができる自然風景、水辺で楽しめるような景観整備を行う。

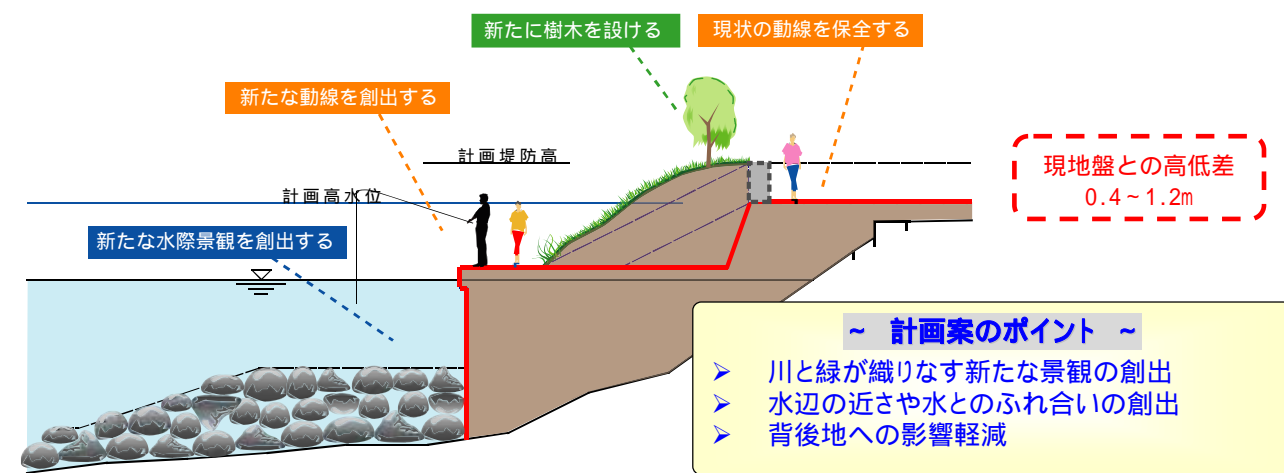
◆ 計画案1 1:2.0の堤防の場合

計画案 1 -



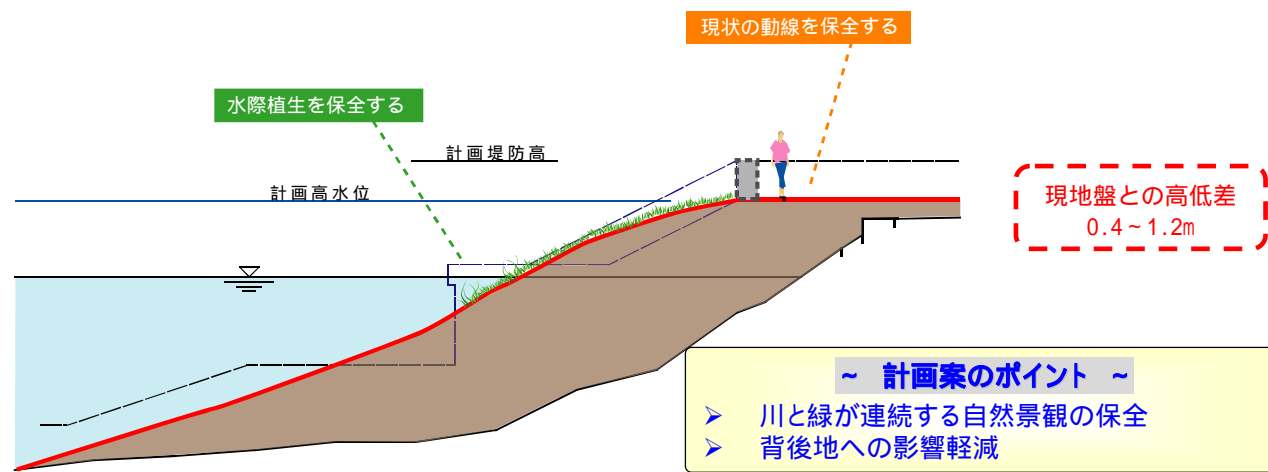
項目	概要
基本的な考え方	対岸側の豊かな自然景観との調和や水辺の楽しみを活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際の動線を保全しつつ、緑化を行えるよう比較的緩い勾配を持った断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	並木等が見られる景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	対岸側の豊かな自然景観との調和や水辺の楽しみを活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際の動線を保全しつつ、緑化を行えるよう比較的緩い勾配を持った断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	並木等が見られる景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	対岸側の豊かな自然景観との調和や水際植生等の環境に配慮した景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い勾配の斜面と水面との連続性を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

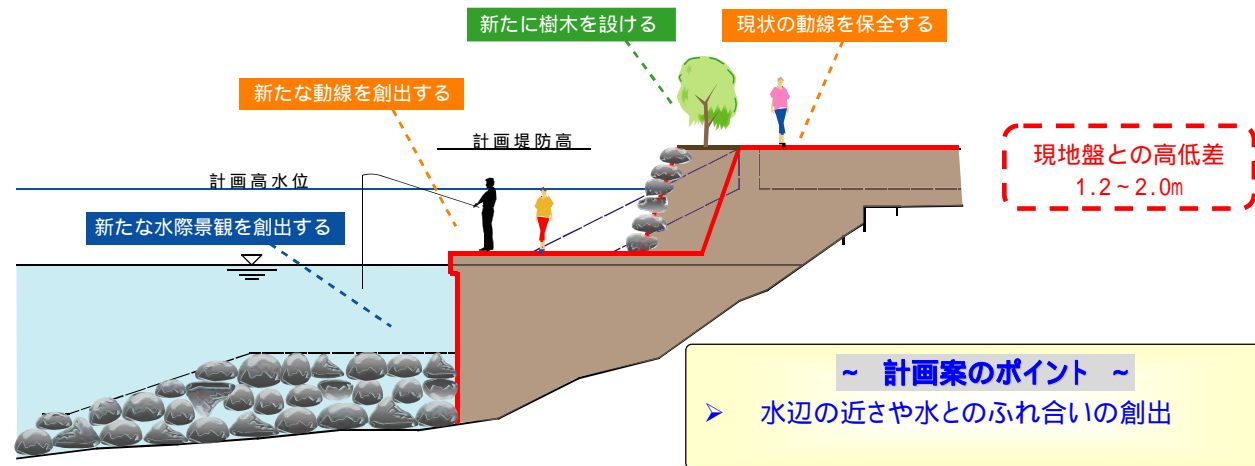
(11)中流部南岸における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備
目標

背後に住む人と水とのかかわりや、のびやかで様々な表情を見ることができる自然風景、水辺で楽しめるような景観整備を行う。

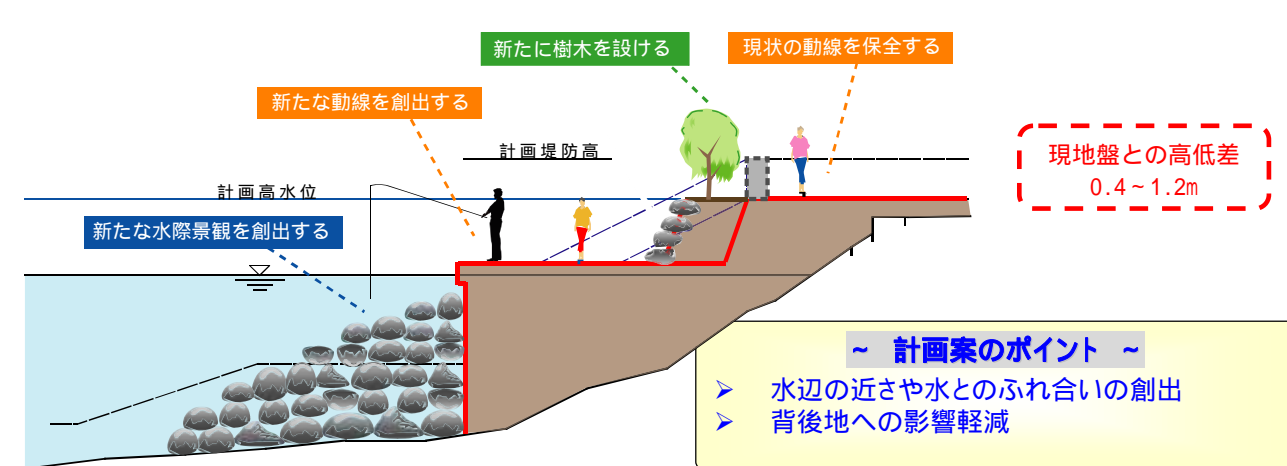
◆ 計画案2 1:0.5の堤防の場合

計画案 2 -



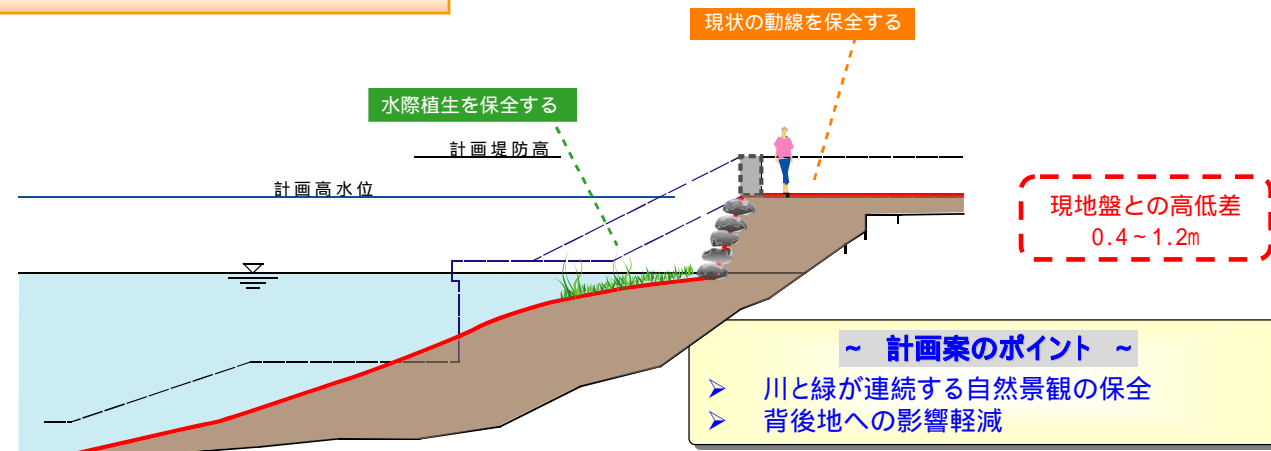
項目	概要
基本的な考え方	水辺の楽しみを活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	新たに樹木を設ける。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2 -



項目	概要
基本的な考え方	水辺の楽しみを活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	新たに樹木を設ける。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2 -



項目	概要
基本的な考え方	水際植生等の水辺環境にも配慮した景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

(12)下流部北岸における堤防イメージ案（計画案1、計画案2）

景観整備
目標

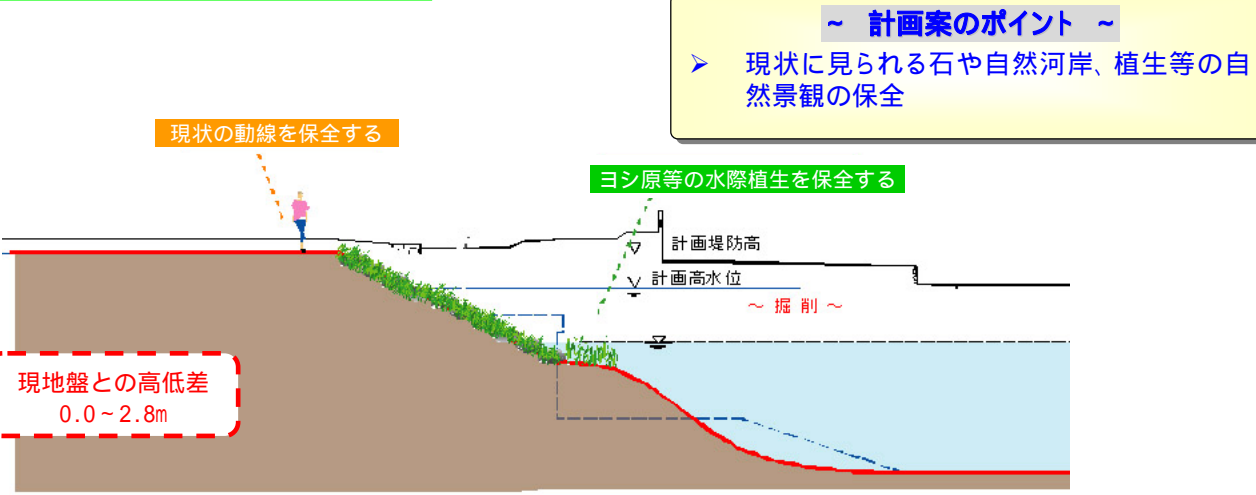
古代からの歴史、人々の生活や佇まい、水際から背後までの連続した自然に配慮した景観整備を行う。

◆ 計画案1 1:2.0の堤防の場合

計画案 1 -

～ 計画案のポイント ～

- 現状に見られる石や自然河岸、植生等の自然景観の保全

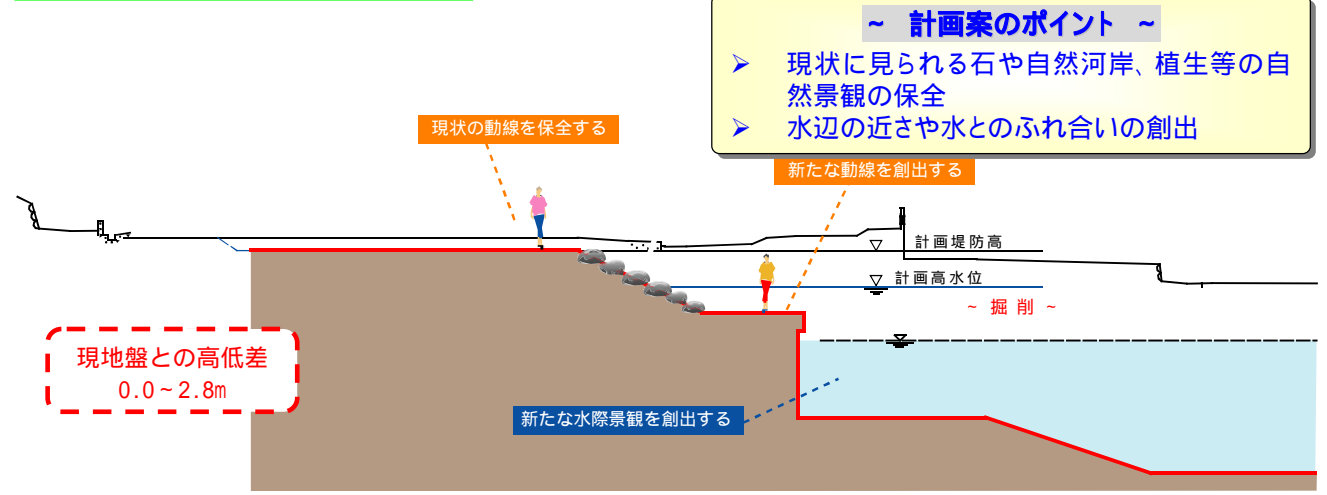


項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面による背後からの連続的な景観や水際植生の復元に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観(植生等)を保全する。
植栽のあり方	堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1 -

～ 計画案のポイント ～

- 現状に見られる石や自然河岸、植生等の自然景観の保全
- 水辺の近さや水とのふれ合いの創出



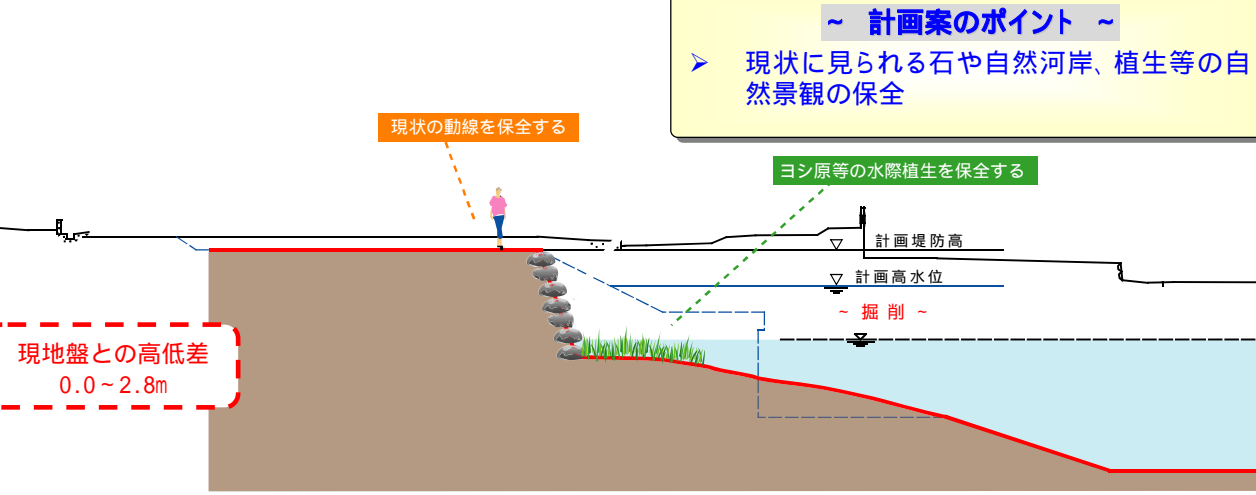
項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面による背後からの連続的な景観や水際の動線を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。< 流下能力確保のため >
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

◆ 計画案2 1:0.5の堤防の場合

計画案 2 -

～ 計画案のポイント ～

- 現状に見られる石や自然河岸、植生等の自然景観の保全

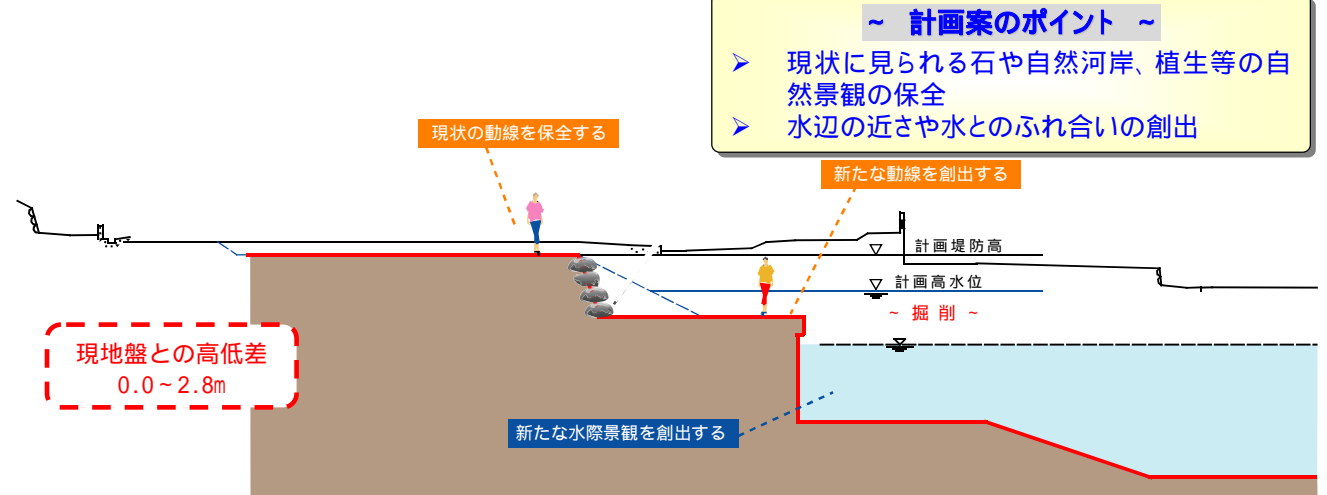


項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観(植生等)を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2 -

～ 計画案のポイント ～

- 現状に見られる石や自然河岸、植生等の自然景観の保全
- 水辺の近さや水とのふれ合いの創出



項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。< 流下能力確保のため >
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

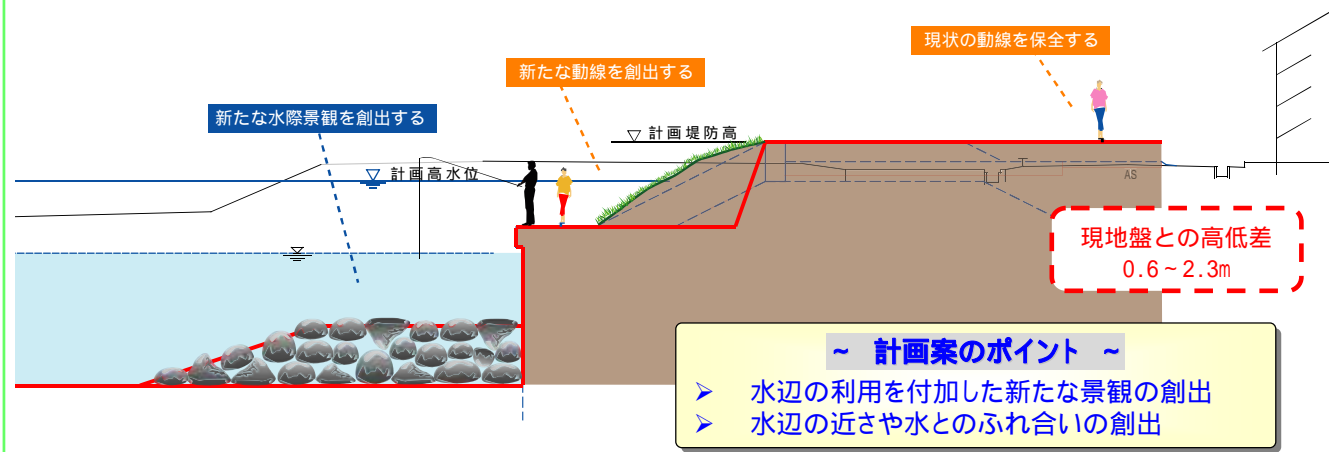
(13)下流部南岸における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備
目標

人々の生活や佇まい、水とのかかわりに配慮しつつ、安らぎと楽しみを満喫できる景観整備を行う。

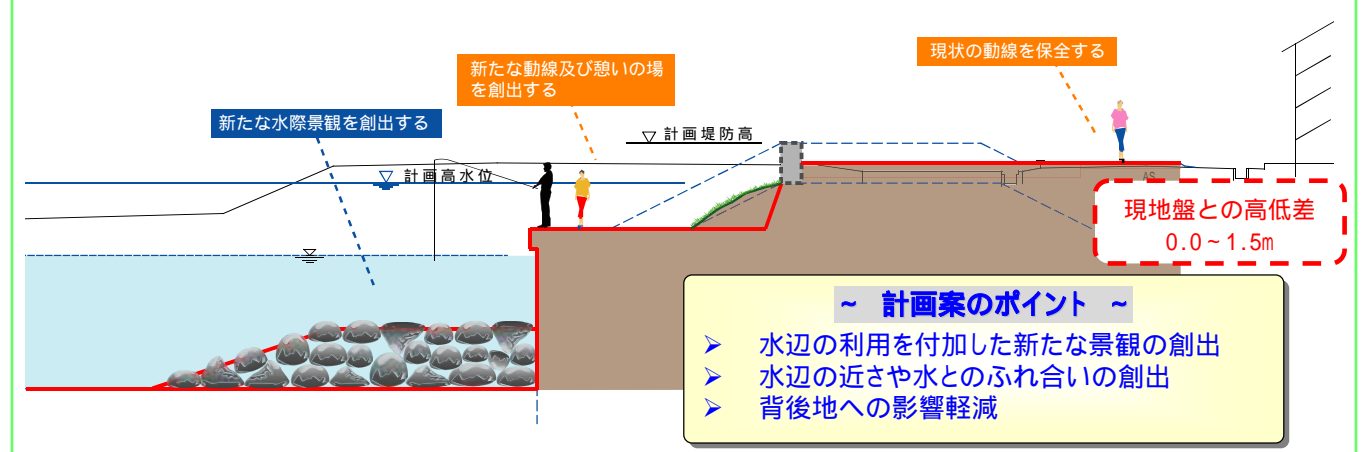
◆ 計画案1 1:2.0の堤防の場合

計画案 1 -



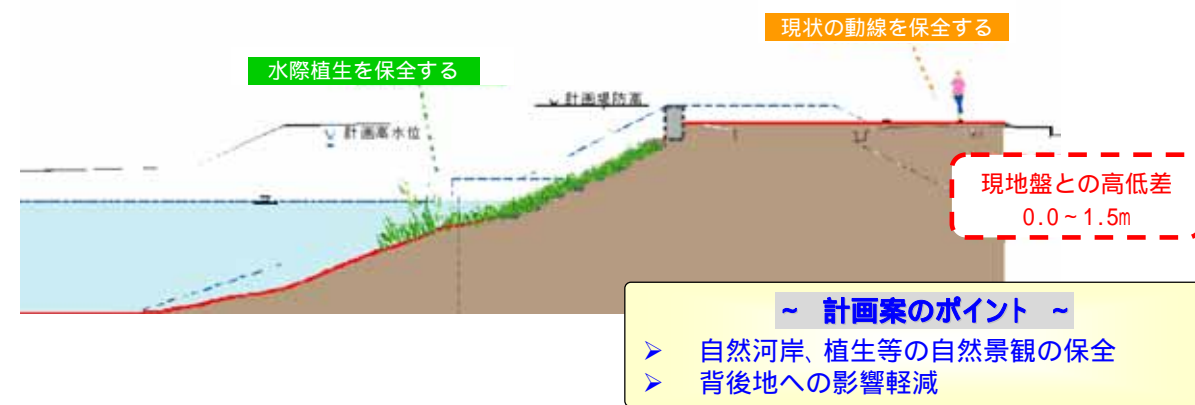
項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際に動線を確保しつつ、緑化を行えるよう比較的緩い勾配を持った断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際に動線を確保しつつ、緑化を行えるよう比較的緩い勾配を持った断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1 -



項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まいに配慮しつつ、水際植生等の水辺環境にも配慮した景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い勾配の斜面による水面との連続性を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

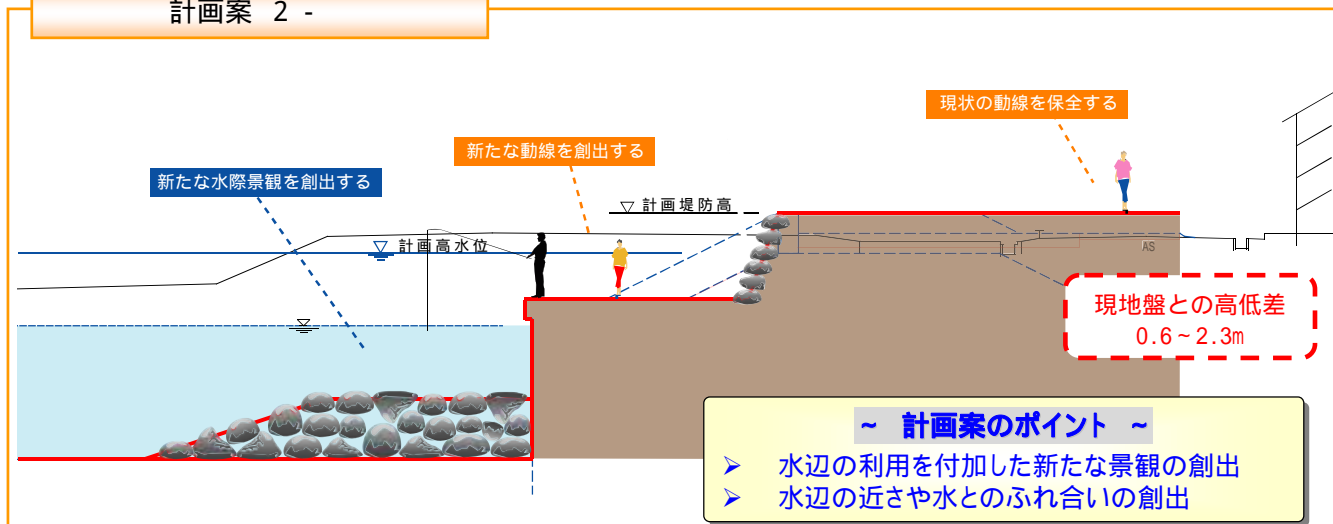
(14) 下流部南岸における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備
目標

人々の生活や佇まい、水とのかかわりに配慮しつつ、安らぎと楽しみを満喫できる景観整備を行う。

◆ 計画案2 1:0.5の堤防の場合

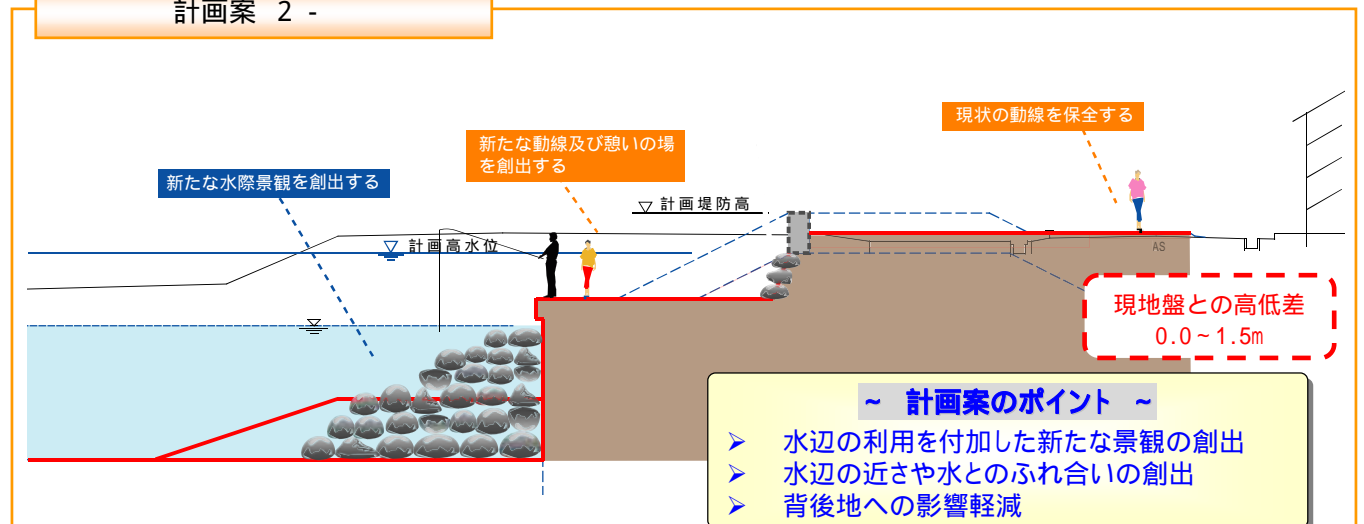
計画案 2 -



- ~ 計画案のポイント ~
- 水辺の利用を付加した新たな景観の創出
 - 水辺の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際の動線やアクセス性に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

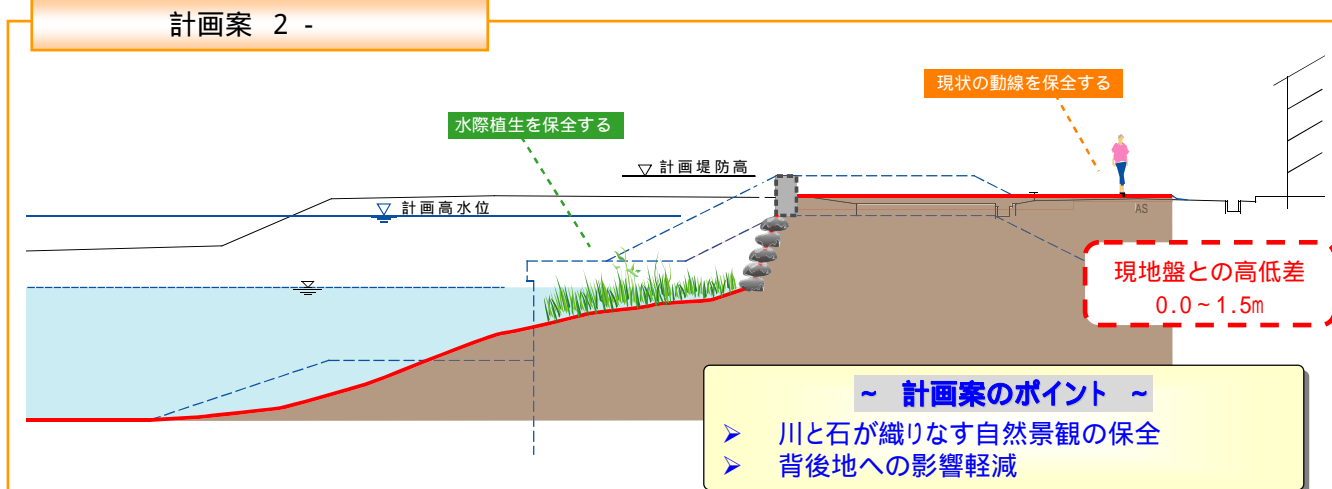
計画案 2 -



- ~ 計画案のポイント ~
- 水辺の利用を付加した新たな景観の創出
 - 水辺の近さや水とのふれ合いの創出
 - 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際の動線やアクセス性に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2 -



- ~ 計画案のポイント ~
- 川と石が織りなす自然景観の保全
 - 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	水際植生等の水辺環境にも配慮した景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

4. 護岸・水際の景観デザイン

4.1 景観素材

大橋川の景観整備においては使用する材料についても、今後は具体的な検討が必要である。
以下に、景観専門委員会での素材等についての発言内容およびイメージ例を記載する。

(1) 石材

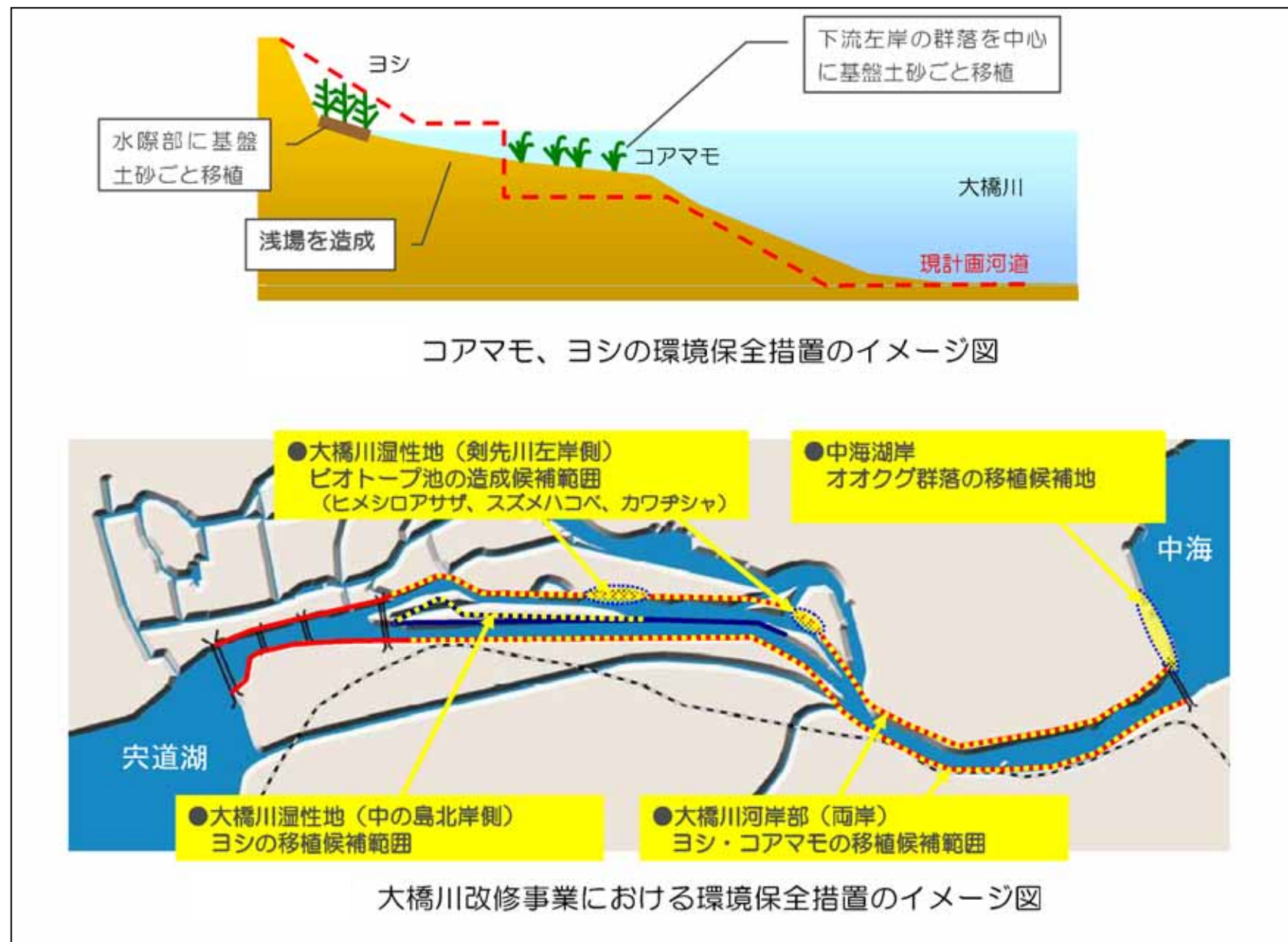
	1) 島石について	2) 来待石について
発言	<ul style="list-style-type: none"> 河川改修に伴う護岸材料は、既設護岸材料の大根島から産出されている石か、それに近いものを使うようにしたほうがいい。 島石の石積みは、現状の景観をそのまま表現出来ていると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 護岸の素材をみると、来待石など地場産の石材が使われている。雨の日に散策すると、これらの素材がしっとりと濡れた様子がより景観の中で映えて見える。
素材イメージ	<p>島石については、大橋川の護岸及び周辺地域で多く使用され、黒色で多孔質の材料が歴史を感じさせる景観を形成している。</p> <p>島石は大根島で主に採取されているが、現在採掘が行われていないため、改修工事では現地での発生材料をリサイクルする等の対応が必要となる。</p>	<p>来待石は、穴道町来待地区で現在も採掘されている凝灰質砂岩で、加工しやすい材質のため昔から様々な用途に使用されている。</p> <p>穴道湖畔では「如泥石」と呼ばれる加工品が消波工に使用されている。</p>
イメージ例	 <p>島石を用いた護岸</p>	 <p>来待石を用いた護岸の石段（源助公園）</p> <p>来待石を用いた石段（多賀神社）</p> <p>波打ち際に並ぶ如泥石（嫁ヶ島）</p>

(2) 植物材料

	1) 高木について	2) 自然植生について
発言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往のアンケート結果により、好きな場所としてヤナギ並木などが挙がっている。 ・ ヤナギは、歯抜けのない並木として植えた方がいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヨシ原の保全を基本に、船着き場やシジミの選定場を組み合わせ、多様な生物環境や生活環境があるような方向性が良い。
素材イメージ	<p>大橋川や京橋川で親しまれている「ヤナギ」や松江市の木となっている「サクラ」が、代表的な樹種である。</p> <p>また、下流部で見られる、スタジイ等の照葉樹（常緑広葉樹）も地域の自然植生を形成している。</p>	<p>護岸やパラペットの景観を柔らげる植物材料として、イタビカズラ等のツル植物やヨシの利用されている。</p>
イメージ例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ヤナギ並木（大橋下流左岸）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>サクラ（源助公園）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>照葉樹林（多賀神社）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>照葉樹林（塩楯島）</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ツル植物による護岸パラペットの緑化（大橋上流左岸）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>水際のヨシ（新大橋下流左岸）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>水際のヨシ（大橋上流左岸）</p> </div> </div>

(3) 水辺環境

1) 浅場造成について	2) 水生植物について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の浅場等の水際景観を景観整備の方向性にあげている区間がある。 ・ 浅場は、景観面だけでなく、生物の生息地域や水質改善からも重要であり、魚類の生息や産卵環境にも配慮する。 ・ 浅場造成では穴道湖、中海においても取り組まれており、そのノウハウを活かすことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観と整備の方向性に水生植物を含めた水際景観の保全をあげている区間がある。 ・ 水生植物（ヨシ、コアマモ）の保全については、環境検討委員会において検討されており、「大橋川改修事業環境調査一次とりまとめ」にまとめられている。



(出典：「大橋川改修事業環境調査一次とりまとめ 要約版」)

4.2 部位別デザイン方針

大橋川沿川の景観形成においては、使用素材も考慮した景観デザインを検討していく必要がある。
護岸の各部位における素材等の利用例を以下に示す。

<p>(1) 天端部</p>	<p>護岸肩の印象を和らげる景観デザインを考える。</p>	<p>事例写真</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・護岸と同色調のパラペットにより一体性を高める ・護岸と同質のパラペットにより一体性を高める ・護岸天端をつる植物で被い、護岸肩ラインを和らげる ・パラペットの位置を、護岸の肩から少し下げること、圧迫感をなくす ・透明な素材の利用例(徳島市新町川)
<p>(2) 護岸部</p>	<p>単調にならないよう景観デザインを考える。河川景観を印象づける素材の利用を考える。</p>	<p>事例写真</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・同じ石材でも切石は整然とし、割石は和らかなイメージとなる ・地場産の島石、来待石、大海崎石等を使用し、地域らしさを生み出す

(3) 小段部(水際歩道)

水辺の利用を基本とした、水際を演出する景観デザインを考える。

事例写真

曲線のたまり部にベンチ等を受け、
水際歩道全体を快適な空間



・単調になりがちな水際ラインを曲線により和らげる



・水際歩道の余裕空間を使い、水辺にいきいこの場を創出する



・緩傾斜緑化法面は、勾配を変化させ、自然な表情をつくりだす



(4) 階段部

連続する護岸に良好なアクセントとなる配置を考える。

事例写真

護岸と調和し、水際歩道と組合せた階段



・緩傾斜に配置する階段は、袖幅を広くとることにより
なじみやすくする



・水際歩道がない場合、下部に平場を設けると、趣の
ある階段となる



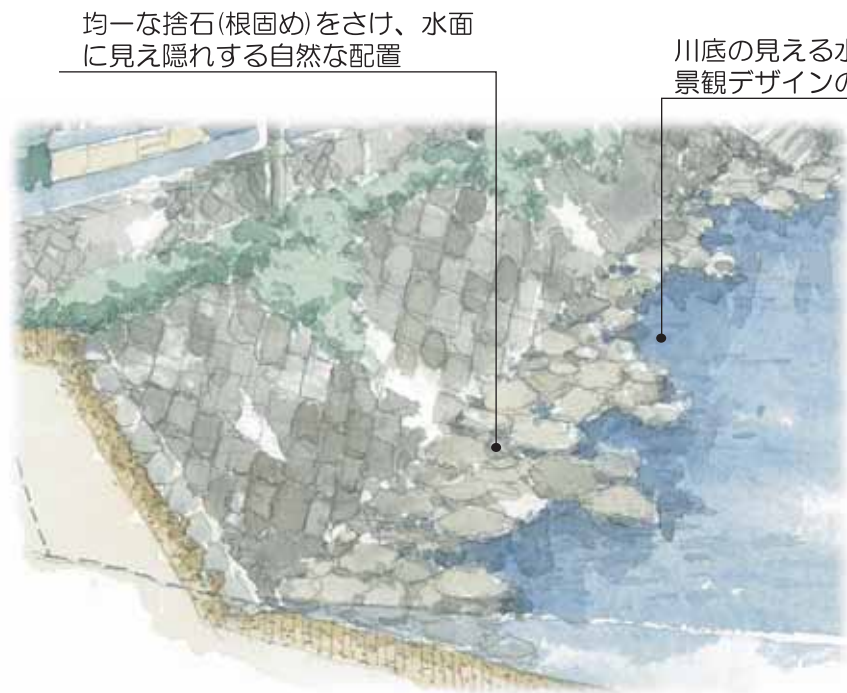
・曲線の階段は、単調な水際ラインのアクセントとなる



(5) 水際部

単調になりがちな水際をぼかし、豊かな水面の表情を生み出すことを考える。

事例写真



・水深の浅い川底も景観の対象とする



・来待石でつくられた「如泥石」は、消波機能だけでなく、水際への近づきやすさ、景観性を備え、松江らしさを感じさせる素材となる



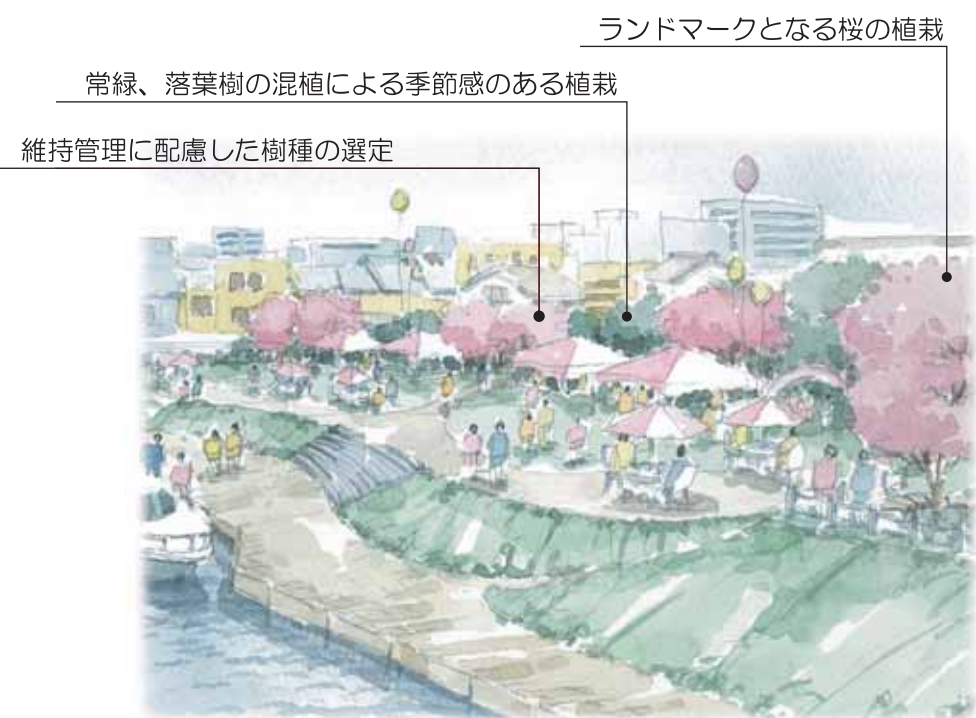
・自然石の捨石は、水際の表情を豊かにする



(6) 植栽

川沿いに残る樹種より、親しみ、彩りのある河川景観の演出を考える。

事例写真



・大橋川沿いの柳並木は親しみのある樹種である



・源助公園に残る桜は、大橋川を彩る代表的な樹種である



・賣布神社周辺の松林は、松江のシンボルとなっている



・点的植栽は、単調な景観のアクセントとなる

